第1編 地震・津波編

ページ	修正前						修正後				
地震・津波-2	3 要配慮者及び男女共同参画の視点 3						3 要配慮者及び男女共同参画の視点				
	高齢者(特	に、ひとり暮	らし、寝たきり、認	知症の高齢者等)、 <mark>視す</mark>	覚障がい者、聴覚・言	高齢者(特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等)、 <mark>身体障がい者(視覚障か</mark>					修正
				<mark>どの内部障がい者</mark> 、知				技体不自由、内臓機能の	_		
	1			全婦、外国人、旅行者等 1438年8月15日				、乳幼児、妊産婦、外国			
				i報収集の支障、危険回 支障など、避難行動やi				持性により、情報収集の は適応における支障など			
			害による被害を多く		世無工心に関して水ベ			_{よ過心にあいる文陣なと} よる被害を多く受ける傾		ころに関して水べる又降	•
				Z.7 G XI 11 - 05 G							
地震・津波-9	6 指定公共機					6 指定公共					時点修正
	機関の名	称	事	事務又は業務の大綱 		機関の		事	務又は業務の大綱		<u> </u>
	ソフトバンク株:	式会社、 1 冒	電気通信施設の整備に	関すること。		ソフトバンク		電気通信施設の整備に関	すること 。		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		サービスの提供に関する		│ │ソフトバン │	t \Rightarrow t 2	災害時等における通信サ			
	イル株式	会社 3 初	坡災電気通信施設の応 済	急対策及び災害復旧に	関すること。	楽天モバイル		被災電気通信施設の応急	対策及び災害復旧に	三関すること。	
											J
	7 指定地方公	共機関				7 指定地方	公共機関				
	機関の名	称	事	事務又は業務の大綱		機関の		事			1
	一般社団	71 /		災害時における供給対策	策に関すること。	公益社	刊注人	ガス施設の防災対策及び災		+	=
	千葉県 LP ガ	<協会				千葉県 LP ス	7人協会	7.7.1元以り別次別永及い次	(音时にわける医析)	一杯に関すること。	
地震・津波-12	1 地勢及び地	2質				1 地勢及び	地質				時点修正
	(略)					(略)					
	面積は、 <mark>205.</mark>	53 km を有して	こおり、北部はおおも	お平坦で田畑が多く、	砂土であるため、地	面積は、 <mark>20</mark>	<mark>5.40 km</mark> を有し	ており、北部はおおむ	ね平坦で田畑が多く	、砂土であるため、地	
				いるとともに、富津沖塩	埋立により大規模な火			漑により耕作に適してい		中埋立により大規模な火	,
	力発電所、技術	i研究所等があ	り工業地帯を形成し	ている。		力発電所、技	術研究所等が	あり工業地帯を形成して	いる。		
	(略)					(略)					
			位	置					置		
		極 東	極西	 極 南	極北		極東		極 南	極北	
	東経	140° 00′	139° 44′	139° 54′	139° 50′	東経	140° 00′	′ 139° 44′	139° 54′	139° 50′	
	北緯	35° 10′	35° 18′	35° 08′	35° 21′	北緯	35° 10′	' 35° 18′	35° 08′	35° 21′	
	面面	 積 —	広ぼ		海岸線	面	積 ·	広 ぼ	う	│ ├ 海 岸 線 │	
			東西	南北	71 12			東西	南北	7.7 71 42	
	205. 53	<mark>km</mark>	23. 8km	24. 4km	約 40 km	205 .	40 km²	23.8km	24. 4km	約 40 km	
地震・津波-17	2 津波浸水想	宁				2 津波浸水	相宁				津波浸水
地段作版「	2 洋灰技术心	· / _						ᆂᆂᆕᄴᇂᆇᇛᅺᅶᆕᄙᆂ	ᆲ	·+ \= 1. +a -+	予測の追
	旧什 亚武	·9/1年 / 日にエ:	笹旦温水子 川図たハ	表(平成25年3月一部 ⁴	修正)」 宣連古母等			<mark>本大震災千葉県津波調</mark> 査 千葉県浸水予測図を公表			加(地
				で、平成25年3月一部 ルた場合及び平成25年:				T某宗凌小卫劇凶を公衣 3年の元禄地震が発生し			莀・浑波
			を想定した浸水深を					表を想定した浸水深を予			-19)

地震•津波-19					県は、 生すればも 9 m) が沿 た地震や、 ミュレー: ◆千葉県で ○元禄	「津波防災地域で 基大な被害をもか 計学に到達した場 将来最大クラス ションを行い、名 で選定した5つの 男総沖地震(167 関東地震(1703年	づくりに関する法 たらす「最大クー 場合の浸水を予測 の津波をもたら 各地で最大となる の地震モデル 77年) 年)	津」に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発 ラスの津波」(富津市笹毛付近において津波高6. 別しており、過去に本県沿岸に津波被害をもたらしまと想定される5つの地震を選定して各地震のシる「浸水域」と「浸水深」を設定している。	する法 (する法 ()
地震•津波-22	(2)広報妈	T			○ 房総 ○ 相模 なお、ネードマン、また、キュー・ ・ また、キュー・ ・ に関するション(2) 広報処	津波防災地域づけ プ」及び「富津市 波浸水想定区域 等果が住民説明会 法律」に基づく 某体等	大クラスの地震 くりに関する法律 市Web版防災が はにおける浸水リ 会の開催など市の 「津波災害警戒」	津に基づく津波浸水想定区域は、「富津市防災ハサハザードマップ」で確認することができる。 スクに対処し、より安全な地域づくりを行うため。 ○意向を十分に踏まえた上で「津波防災地域づくり 区域」を指定する予定である。	
	市	媒広出広ビ授ホパS体前報オ・ムフN報講N経座車VD等ジトS	市 民 区(自治会) 自主防災組織 児童生徒・幼児 市 職 員	<mark>避難所、避難路、避難地</mark> 避難方法、避難時の心得 食料 数急用品等の非常持出品の進備	市	ビデオ・DVD 授業・行事等 ホームページ	市 民 区(自治会) 自主防災組織 児童生徒・幼児	内 容 地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 富津市防災ハザードマップ 避難場所、避難所、避難路 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要 他	

地震・津波-22	4 自主防災組織等の育成・強化(総務部、消防本部、建設経済部)	4 自主防災組織等の育成・強化(総務部、消防本部、建設経済部)	災害対策
	 (略)	(略)	基本法の
	避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための <mark>個別計画</mark> の策定を進める。	避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための <mark>個別避難計画</mark> の策定を進める。	改正に伴 う用語等 の修正
地震・津波-23	4 自主防災組織等の育成・強化(総務部、消防本部、建設経済部)	4 自主防災組織等の育成・強化 (総務部、消防本部、建設経済部)	災害対策
	(略)	(略)	基本法の改正に伴
	1 防災知識の広報・啓発(地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策) 2 地震による災害危険度の把握(土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ) 3 防災訓練(個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練) 4 家庭の安全点検(家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検) 5 防災資機材等の整備(応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備) 6 要配慮者対策(要配慮者の把握、支援方法の整理など) 7 他団体と連携した訓練の実施(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練)	1 防災知識の広報・啓発(地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策) 2 地震による災害危険度の把握(土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ) 3 防災訓練(個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練) 4 家庭の安全点検(家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検) 5 防災資機材等の整備(応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備) 6 要配慮者対策(要配慮者の把握、支援方法の整理など) 7 他団体と連携した訓練の実施(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練)	う用語等 の修正
	1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、 選 選 発 2 出火防止、初期消火 災 3 救出・救護(救出活動・救護活動) 4 避難(避難誘導、避難所の運営等) 	発 1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示など) 2 出火防止、初期消火 災 3 救出・救護(救出活動・救護活動) 4 避難(避難誘導、避難所の運営等) 5 給食・給水(避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど) 6 避難所運営	
地震・津波-25	8 調査・研究(総務部、建設経済部)	8 調査・研究(総務部、建設経済部)	時点修正
	市は、本市に被害をもたらす大規模な地震に係る資料を収集するとともに、調査研究の充実、強化に努める。 (1) 地震観測 県では地震時の地盤の振動特性を把握するため、昭和63年から随時地震計(27か所)を設置し観測している。その後、観測網の充実・強化を図り迅速な初動体制の確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置し、震度情報を収集する千葉県震度情報ネットワークシステムを平成8年度末に完成させ、観測を行っている。さらに平成18年度にはシステム機器の更新を行いサーバの二重化等による迅速・確実なデータ処理を図っている。	実、強化に努める。 (1) 地震観測 県では地震時の地盤の振動特性を把握するため、昭和 63 年から随時地震計(強震計 12	
地震・津波-26	1 津波浸水想定区域対策(総務部)	1 津波浸水想定区域対策(総務部)	
	市は、津波浸水想定区域から、迅速に避難できるようにするため、次のとおり対策を講じ	市は、津波浸水想定区域から、迅速に避難できるようにするため、次のとおり対策を講じ	
	る。 (1) <mark>津波・高潮ハザードマップ</mark> の作成・周知 	る。 (1) <mark>富津市防災ハザードマップ</mark> の作成・周知	用語等の 修正
	(2)避難場所、津波避難ビル等の指定・整備 「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推	(2) 避難場所、津波避難ビル等の指定・整備 「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推	資料の追 加による

	進について(技術的助言)」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成23年度)」などを参考に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所、津波避難ビル等の指定・整備に努める。	進について(技術的助言)」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成23年度)」などを参考に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所、津波避難ビル(資料2-4)等の指定・整備に努める。	修正
地震・津波−27	 1 津波浸水想定区域対策(総務部) (4) 標高表示板の設置 災害発生時に市民や地理に不慣れな観光客が迅速かつ安全に避難場所へ移動できるよう、標高表示板の設置を推進する。 	 1 津波浸水想定区域対策(総務部) (4) 海抜表示板の設置 災害発生時に市民や地理に不慣れな観光客が迅速かつ安全に避難場所へ移動できるよう、海抜表示板の設置を推進する。 	用語等の 修正
地震・津波-27	3 津波情報受伝達体制の確立 (総務部、消防本部、消防団) (3)海面監視、情報連絡 地震(震度4以上)を感じたとき、 <mark>弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ</mark> を感じたとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾内湾に津波警報を発表した場合、市、防災関係機関、海水浴場管理者等は、相互協調のもとに役割分担を定めて、情報連絡体制の確立を図るものとする。	周期地震動階級3以上)を感じたとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾	用語等の 修正
地震・津波-28	(7)海岸線の情報伝達 海岸線付近の観光地、海水浴場等における津波警報の発表、避難指示等の情報伝達は、効果的に実施できるよう、緊急速報メール(エリアメール)、富津市安全安心メール等を活用した 伝達体制を確立させるものとする。	(7)海岸線の情報伝達 海岸線付近の観光地、海水浴場等における津波警報の発表、避難指示等の情報伝達は、効果 的に実施できるよう、緊急速報メール(エリアメール)、富津市安全安心メール等を活用した 伝達体制を確立させるものとする。 なお、海水浴場の監視員等が津波警報等を旗で伝達する場合は、津波フラッグ(赤と白の格 子模様の旗)を用いて実施するため、津波フラッグの普及・啓発に努める。	「ラに波の関イン庁に記津ッよ警伝すド()よ波グる報達るラ気策るフ」津等にガイ象定追
地震・津波−28	(1) <mark>避難指示(緊急)</mark> の発令 <mark>避難指示(緊急)</mark> の発令は、気象官署が発表する津波に関する防災気象情報(大津波・津波	波注意報等)を基本とし、その発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに <mark>避難指示</mark> を発令し得る組織体制を確立する。 なお、 <mark>避難指示</mark> に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に <mark>避難指示</mark> 等の内容について周知を図るものとする。 (略)	災基本 ま ま ま ま の の に 修 正

	4 津波避難体制の確立(全庁)	災害対策
9 4 津波避難体制の確立(全庁)		基本法の
		改正に伴
(哈 <i>)</i>		う用語等の修正
ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者 (以下「避難支援等関係者」という。)に名簿を提供し、避難支援のための <mark>個別計画</mark> の策 定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の 整備を図る。	ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者 (以下「避難支援等関係者」という。)に名簿を提供し、避難支援のための <mark>個別避難計画</mark> の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体 制の整備を図る。	
3 2 建築物の不燃化等の促進(建設経済部、消防本部)	2 建築物の不燃化等の促進(建設経済部、消防本部)	用語等の
(2)屋根不燃化区域の指定 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 22 条の規定による、いわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築 物の屋根の <mark>不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</mark>	(2)屋根不燃化区域の指定 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 22 条の規定による、いわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築 物の屋根の <mark>不燃措置を指導する。</mark> また、併せて同法第 23 条の規定による外壁の延焼防止措置を指導する。	
1 一斉帰宅の抑制 (総務部、建設経済部、教育部)	1 一斉帰宅の抑制 (総務部、建設経済部、教育部)	用語等の
(2)帰宅困難者等への情報提供	│ │	修正
(略) ※ デジタルサイネージ: 屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。	(略) ※ デジタルサイネージ: 屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。	
1 要配慮者への対応(総務部、健康福祉部、消防本部)	1 要配慮者への対応(総務部、健康福祉部、消防本部)	災害対策
(2) <mark>避難勧告等</mark> の情報伝達	ー (2) <mark>高齢者等避難等</mark> の情報伝達	基本法の改正に伴
要配慮者について、その状態や特性に応じ、 <mark>防災行政無線の戸別受信機、</mark> 緊急速報メール(エリアメール)、 <mark>富津市安全安心メール</mark> を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努める。	要配慮者について、その状態や特性に応じ、 <mark>防災行政無線</mark> 、緊急速報メール(エリアメール)、 <mark>富津市安全安心メール等</mark> を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努める。	う用語等
1 要配慮者への対応(総務部、健康福祉部、消防本部)	 1 要配慮者への対応(総務部、健康福祉部、消防本部)	用語等の
(5)避難施設等の整備	 (5)避難施設等の整備	修正
(哈) イ ミルク、 <mark>哺乳瓶等</mark> の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備	(哈) イ ミルク、 <mark>哺乳びん等</mark> の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備 	
7	ることに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者 (以下「避難支援等関係者」という。)に名簿を提供し、避難支援のための 国別計画の策 定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の 整備を図る。 2 建築物の不燃化等の促進(建設経済部、消防本部) (2) 屋根不燃化区域の指定 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 22 条の規定による、いわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の 不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。 1 一斉帰宅の抑制(総務部、建設経済部、教育部) (2) 帰宅困難者等への情報提供 (略) ※ デジタルサイネージ: 屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、 屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、 おいて、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。 1 要配慮者への対応(総務部、健康福祉部、消防本部) (2) 避難勧告等の情報伝達 要配慮者について、その状態や特性に応じ、 防災行政無線の戸別受信機、緊急速報メール(エリアメール)、 富津市安全安心メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努める。	(略)

	(3)避難行動要支	援者名簿の作成等	2 避難行動要支援者への対応(総務部、健康福祉部、消防本部) (3) 避難行動要支援者名簿の作成等				
	(略)		(略)				
	項目	内 容	項目	内 容	療育手 及び精 ── 障害者		
	避難行動要支援 者名簿に掲載す る者	在宅で生活する次に掲げる者 ○70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者 ○要介護3以上の者 ○身体障害者程度等等級表1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者	避難行動要支援 者名簿に掲載す る者	在宅で生活する次に掲げる者 〇 〇要介護3以上の者 〇 <mark>身体障害者手帳1級及び2級の者</mark> 〇療育手帳A判定の者 〇精神障害者保健福祉手帳1級の者 〇上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者	保留を表している。		
	名簿の更新、提 供方法	〇年2回(<mark>4月1日</mark> 、9月1日現在)更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 〇市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。	名簿の更新、提 供方法	〇年2回(3月1日、9月1日現在)更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 〇市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。	時点作		
震・津波−53	(4) <mark>個別計画</mark> の策 災害時の避難支援 簿に基づく <mark>個別計画</mark> 個別計画には、名詞 留意点、避難支援の	等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名の策定に努める。 簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての 方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、 記載するものとし、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いなが	(4) <mark>個別避難計画</mark> 災害時の避難支援 簿に基づく <mark>個別避難 個別避難計画</mark> には、 の留意点、避難支援の	等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名 計画 の策定に努める。 名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たって の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、 記載するものとし、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いなが	つ用 の修]		

地震・津波-56 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備(総務部)

市は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針(千葉県)」に基づき、自助・共 助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄目標

「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針(千葉県)」に基づく、県の「災害 時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、地震被害想定結果及び人口等の現況を踏 まえた品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

◆備蓄品目と備蓄目標(参考値)

▼福田田口口居田口下	(多行匠)		
品目	算定式	目標量	備考
食料(一般向け)	2.12万人×70% ×2食×3日×0.694	62,000食	3~69 歳人口比 69.4%
食料(要配慮者)	2.12万人×70% ×2食×3日×0.306	27, 000 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢者 人口比 30.6%
飲料水	2.12万人×70% ×2本×3日	89,000本	ペットボトル
毛布	2. 12 万人×50% ×1 枚	10, 600 枚	_
トイレ	2.12万人÷60 ×0.955	300 基	簡易トイレ(60人に1基) 紙おむつ利用者を除いた人口 比
生理用品	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.042	8,000 枚	12~51 歳女性人口比 16.8% ÷4≒4.2%相当、1 日 6 枚
紙おむつ (乳幼児)	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.017	3, 200 枚	0~3 歳人口比 1. 7% 1 日 6 枚
紙おむつ (大人) テープ型	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.028	5, 300 枚	要介護3以上人口比2.8% パンツ1日2枚パット1日6枚
紙おむつ(大人) 尿漏れパット	2. 12 万人×50% ×6 枚×3 日×0. 028	5, 300 枚	(セット)

<参考>

ブルーシート	2. 12 万人÷300×50 枚	3, 500 枚	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚
(防水シート)			1 避無別に フさ 30 枚

(注) 現時点は、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画(計画期間:平成 25 年度~平成28年度)」を参考に、備蓄品目と備蓄目標を参考値として設定

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備(総務部)

市は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針(千葉県)」に基づき、自助・共 助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄目標

「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針(千葉県)」に基づく、県の「災害 時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、地震被害想定結果及び人口等の現況を踏 まえた品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

◆備蓄品目と備蓄目標(参考値)

品目	算定式	目標量	現物目標 (60%)	流通目標 (40%)	備考
食料(一般向け)	2.12万人×70% ×2食×3日×0.694	62, 000 食	37, 200 食	24, 800 食	3~69 歳人口比 69.4%
食料(要配慮者)	2.12万人×70% ×2食×3日×0.306	27, 000 食	16, 200 食	10, 800 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢 者 人口比 30.6%
飲料水	2.12万人×70% ×2本×3日	89, 000 本	53, 400 本	35, 600 本	ペットボトル
毛布	2.12万人×50% ×1枚	10, 600 枚	6, 360 枚	4, 240 枚	_
トイレ	2.12万人÷60 ×0.955	300 基	180 基	<mark>120 基</mark>	簡易トイレ(60人に1基) 紙おむつ利用者を除いた人 口比
生理用品	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.042	8,000枚	4, 800 枚	3, 200 枚	12~51 歳女性人口比 16.8% ÷4≒4.2%相当、1 日 6 枚
紙おむつ(乳幼児)	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.017	3, 200 枚	1, 920 枚	1, 280 枚	0~3 歳人口比 1.7% 1日6枚
紙おむつ (大人) テープ型	2. 12 万人×50% ×6 枚×3 日×0. 028	5, 300 枚	3, 180 枚	2, 120 枚	 要介護 3 以上人口比 2.8% パンツ 1 日 2 枚パット 1 日 6
紙おむつ (大人) 尿漏れパット	2.12万人×50% ×6枚×3日×0.028	5, 300 枚	3, 180 枚	2, 120 枚	枚(セット)
<参考>					
ブルーシート (防水シート)	2.12万人÷300×50 枚	3, 500 枚	2, 100 枚	1, 400 枚	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚

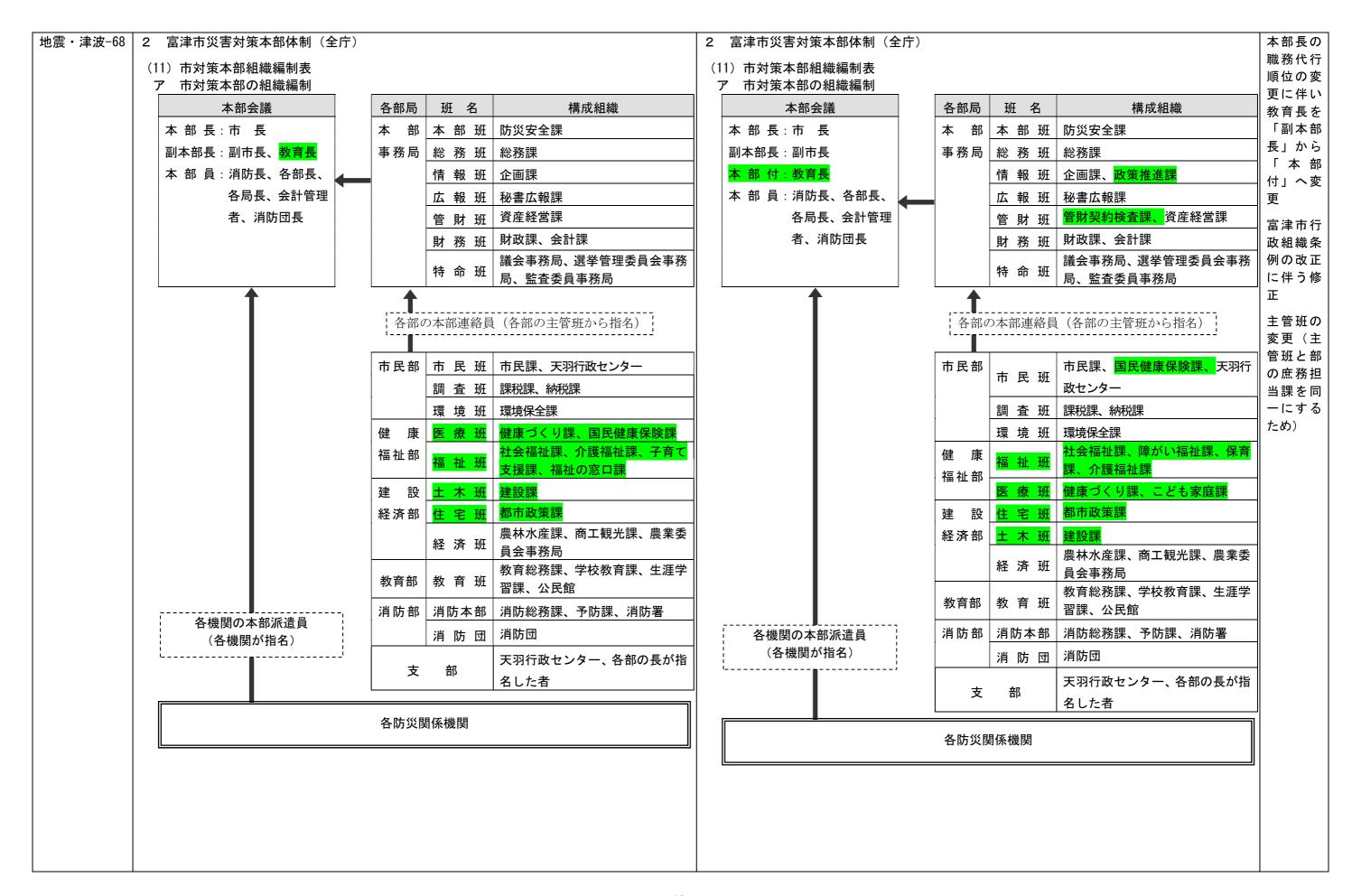
(注) 現時点は、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画(計画期間:平成 25 年度~平成28年度)」を参考に、備蓄品目と備蓄目標を参考値として設定

(注)流通による備蓄目標(40%)の内訳は、千葉県10%、総務省消防庁10%を支援物 資として確保し、協定締結先等からの応援物資として備蓄目標の 20%を確保でき るよう協定締結に努める。

「現物」、 「流通」 による目 標量の追

地震・津波-59	1 防災備蓄倉庫の整備(糸	総務部)			1 防災備蓄倉庫の整備(総務部 <mark>、健康福祉部</mark>)		時点修正	
	市は、震災時における防庫を設置しており、その動			保を図るため、市内に防災備蓄倉	市は、震災時における防災用資機材等の円滑な供給の確保及び避難所となる学校施設等の収容人数を考慮した備蓄量の確保を図るため、市内に防災備蓄倉庫を設置しており、その整備状況は下記のとおりである。				
	防災備蓄倉庫名	所在地		鍵の保管場所					
	富津市総合防災備蓄倉庫	富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)	本庁、	消防署本署	防災備蓄倉庫名 富津市総合防災備蓄倉庫	所在地 富津市下飯野 2509-1	鍵の保管場所 本庁、消防署本署		
	富津地区防災備蓄倉庫	富津市青木 1595-6		消防署本署	黄净印松日防灰佣备启库	(消防防災センター)	本		
	大佐和地区防災備蓄倉庫		富津地区防災備蓄倉庫	富津市青木 1595-6	本庁、消防署本署				
	天羽地区防災備蓄倉庫	富津市湊 296-5		大佐和地区防災備蓄倉庫	富津市小久保 3016-1	本庁、 <mark>中央公民館</mark> 、消防署本署			
	環南地区防災備蓄倉庫	富津市志駒 1189 (旧環南小学校)	本庁、	消防署天羽分署、消防団 11 分団	天羽地区防災備蓄倉庫	富津市湊 296-5 富津市上後 328	本庁、消防署天羽分署		
	関豊地区防災備蓄倉庫	富津市豊岡 1432-1 (天羽養護老人ホーム)	本庁、	消防署天羽分署、消防団 12 分団	環地区防災備蓄倉庫	(環小学校) 富津市志駒 1189	<mark>環小学校</mark> ————————————————————————————————————		
					環南地区防災備蓄倉庫	(旧環南小学校)	本庁、消防団 11 分団、 <mark>旧環南小学校</mark>		
					関豊地区防災備蓄倉庫	富津市豊岡 1432-1 (わかあゆの郷)	本庁、消防団 12 分団、 <mark>わかあゆの郷</mark>		
					一般避難所用防災備蓄倉庫	富津市下飯野 1283-1 (富津中学校)	富津中学校		
					福祉避難所用防災備蓄倉庫	富津市岩坂 487-5 (カナリエ)	本庁、地域交流支援センター「カナリエ」		
	等については今後とも適宜 料 3-1 のとおりである。 なお、 <mark>千葉県防災情報</mark> 送調整等支援システム」に 図る。	要な防災用資機材の備蓄を 直検討を行うこととする。 システムの中の「物資管理 こより、県、市町村、防災	。各倉庫 <mark>里情報機</mark>	おり、備蓄品目、数量、備蓄場所 こ備蓄している備蓄品の種類は資 <mark>能」及び</mark> 国による「物資調達・輸 関間において備蓄情報の共有化を	等については今後とも適 料 3-1 のとおりである。 なお、 送調整等支援システム」 図る。	要な防災用資機材の備蓄 宜検討を行うこととする により、県、市町村、防災	を行っており、備蓄品目、数量、備蓄場所。各倉庫に備蓄している備蓄品の種類は資 国による「物資調達・輸 災関係機関間において備蓄情報の共有化を		
地震・津波-60					3 防災資機材の管理(総			用語等の 修正	
	備蓄品を有事の際有効的	に活用するには、実際に ナイドの消防や <mark>水道関係</mark> の	使用する D職員を	ものであるが、多種多様にわたるる者が把握していなければならな主に、年間計画により取扱等の訓において実施する。	備蓄品を有事の際有効的い。このため市は、現場・	に活用するには、実際に サイドの消防や <mark>水防関係</mark> の	課で行うものであるが、多種多様にわたる で使用する者が把握していなければならな の職員を主に、年間計画により取扱等の訓 消防本部において実施する。		
地震・津波-60	(3) 備蓄品 <mark>異動</mark> の通報 総務部長は、備蓄品に	こ <mark>異動</mark> があった場合は、氵	消防長に	通報しなければならない。	(3) 備蓄品 <mark>移動</mark> の通報 総務部長は、備蓄品	に <mark>移動</mark> があった場合は、	消防長に通報しなければならない。	用語等の 修正	
地震・津波-62	避難所の開設・運営及び過 滑に運用するため、「災害時 避難所運営マニュアル」に。	^選 難所職員配備計画(第3 における避難所運営の手 より、施設ごとの避難所順 備、 <mark>避難所開設・運営担当</mark>	3章 第 引き(⁻ 開設・運 <mark>4班の職</mark>	i祉部、建設経済部、教育部) 1 節の 2 (12)参照)を適切かつ円 - 葉県)」等を参考にした「富津市 営要領(使用するスペース・設備 員及び避難所直行職員への避難所 推進する。	避難所の開設・運営及び 滑に運用するため、「災害問 避難所運営マニュアル」に	避難所職員配備計画(第: 持における避難所運営の手 より、施設ごとの避難所 備、 <mark>避難所開設・運営担</mark>	、健康福祉部、建設経済部、教育部) 3章 第1節の2(12)参照)を適切かつ円 号引き(千葉県)」等を参考にした「富津市 開設・運営要領(使用するスペース・設備 当職員への避難所開設・運営訓練(貸与す	避難所値 行職員制 度の廃止 に伴う修 正	

	(略)	(略)	
	その他、区(自治会)、自主防災組織、PTA 等と連携して、 <mark>避難所運営協議会</mark> の組織化を推進し、避難所開設の協力体制、自治運営体制を構築していく。	その他、区(自治会)、自主防災組織、PTA等と連携して、 <mark>避難所運営委員会</mark> の組織化を推進し、避難所開設の協力体制、自治運営体制を構築していく。	国の標記に合わせるため修正
地震・津波-62	7 防災拠点施設の整備(総務部、消防本部)	7 防災拠点施設の整備(総務部、消防本部)	市役所本
	(1) 災害対策本部機能の強化	(1) 災害対策本部機能の強化	庁舎配置 図の変更
	(略)	(略)	による修正
	また、中枢機能となる本部会議室や災害対策本部事務局室を効果的に運用するため、本庁舎 302・303 会議室への情報コンセントや各種事務機器の配備計画を推進する。	また、中枢機能となる本部会議室や災害対策本部事務局室を効果的に運用するため、本庁舎 302 会議室への情報コンセントや各種事務機器の配備計画を推進する。	
地震・津波-65	2 業務継続計画の策定等(全庁)	2 業務継続計画の策定等(全庁)	用語等の
	(1)業務継続計画の策定	(1)業務継続計画の策定	修正
	オ 重要な行政データのバックアップ	オ 重要な行政データのバックアップ	
	〇業務の遂行上に必要となる重要な行政データの特定及び <mark>同時被災しないため保管方法</mark>	〇業務の遂行上に必要となる重要な行政データの特定及び <mark>同時被災しないための保管方法</mark>	
地震・津波-65	2 業務継続計画の策定等(全庁)	2 業務継続計画の策定等(全庁)	用語等の
	(2)業務継続に必要な資源の確保・配分	(2)業務継続に必要な資源の確保・配分	修正
	非常時優先業務に必要な人員や <mark>資器材等</mark> を必要な場所に的確に投入するため、事前の準備体制や事後の対応力の強化を図る。	非常時優先業務に必要な人員や <mark>資機材等</mark> を必要な場所に的確に投入するため、事前の準備体制や事後の対応力の強化を図る。	
地震・津波-66	1 災害対策本部設置前の初動体制(全庁)	1 災害対策本部設置前の初動体制(全庁)	緊急地震
	(1)第1配備	 (<mark>1)第1配備</mark>	速報の発 表 基 準
	市内で震度4を記録し、市長が必要と認めたとき、又は気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中) 若しくは南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) を発表したときには、防災安全課及		(気象庁)
	び関係課等は、次の措置を講じる。	防災安全課及び関係課等は、次の措置を講じる。	の変更による修正
地震・津波-67	2 富津市災害対策本部体制(全庁)	2 富津市災害対策本部体制(全庁)	「富津市
	(略)	(略)	長職務代 理規則」
	なお、市長が不在等の場合は、次の順位で本部長の職務を代行する。 ◆本部長の職務代行順位	なお、市長が不在等の場合は、次の順位で本部長の職務を代行する。 ◆本部長の職務代行順位	に基づき 修正
	第1順位:副市長 第2順位: <mark>教育長</mark> 第3順位: <mark>総務部長</mark>	第 1 順位 副市長	
		第2順位 <mark>総務部長</mark>	
		第3順位以降 第3順位以降は富津市行政組織条例の機構順に企画政策部長 及び各部長とする	



- 地震·津波-69 2 富津市災害対策本部体制(全庁)
 - (11) 市対策本部組織編制表
 - イ 事務分掌

◆各部共涌事務

▼日即八進事物	
	所 掌 事 務
各部主管班共通	 ● 部内の情報収集と集約に関すること。 ● 部内への指令等の伝達に関すること。 ● 部内の総合調整に関すること。 ● 部内の所掌事務の進捗管理に関すること。 ● 本部事務局との調整に関すること。 ● 本部事務局への報告(定時・臨時)に関すること。
各部・各班共通	 ● 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び災害記録に関すること。 ● 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 ● 所掌事務に関係する機関・団体との連絡、調整及び応援に関すること。 ● 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること。 ● 管理施設に災害対策拠点(避難所、救護所、物資集配拠点、臨時へリポート等)が設置される場合の設置・運営の協力 ◎ 所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること。 ◎ 避難が長期化した場合の避難所運営の協力(派遣職員の全庁的ローテーション等)

◆本部事務局(局長:総務部長)

班名	構成組織	所 掌 事 務
本部班	防災安全課	● 災害対策本部会議等の庶務に関すること。
	(兼務職員含む。)	● 被害状況・応急対策実施状況の総括に関すること。
		● 地震・津波・気象情報等の収集に関すること。
		● <mark>避難勧告等</mark> の発令に関すること。
		● 防災行政無線の通信統制に関すること。
		● 各部との連絡、調整に関すること。
総務班	総務課	● 職員の動員及び配備調整に関すること。
		● 避難所派遣職員のローテーションに関すること。
		● 職員の安否、勤務状況の確認に関すること。
		● 県及び他自治体等への応援要請、受入れに関すること。
		● 上下水道事業体との連絡調整に関すること。
		● 自衛隊の災害派遣要請部隊の受入に関すること。
		◎ 災害対策従事者(職員等)の給食、健康管理に関すること。
情報班	企画課	● 通報等の受信、記録に関すること。
		● 各部及び関係機関からの各種情報(避難所の情報含む。)の
		収集と集約に関すること。
		〇 災害復興計画の策定に関すること。

2 富津市災害対策本部体制(全庁)

- (11) 市対策本部組織編制表
- イ 事務分掌

◆各部共涌事務

▼合部共进事務		.
	所 掌 事 務	
各部主管班共通	 ● 部内の情報収集と集約に関すること。 ● 部内への指令等の伝達に関すること。 ● 部内の総合調整に関すること。 ● 本部事務局との調整に関すること。 ● 本部事務局への報告(定時・臨時)に関すること。 	
各部・各班共通	 避難所の開設・運営に関すること (消防部を除く。) 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び災害記録に関すること。 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 所掌事務に関係する機関・団体との連絡、調整及び応援に関すること。 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること。 管理施設に災害対策拠点(避難所、救護所、物資集配拠点、臨時へリポート等)が設置される場合の設置・運営の協力 所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること。 避難が長期化した場合の避難所運営の協力(派遣職員の全庁的ローテーション等) 	

◆本部事務局(局長:総務部長)

班名	構成組織	所 掌 事 務
本部班	防災安全課	● 災害対策本部会議等の庶務に関すること。
	(兼務 <mark>・併任</mark> 職員	● 被害状況・応急対策実施状況の総括に関すること。
	含む。)	● 地震・津波・気象情報等の収集に関すること。
		● <mark>避難指示等</mark> の発令に関すること。
		● 防災行政無線の通信統制に関すること。
		● 各部との連絡、調整に関すること。
総務班	総務課	● 職員の動員及び配備調整に関すること。
		● 避難所派遣職員のローテーションに関すること。
		● 職員の安否、勤務状況の確認に関すること。
		● 県及び他自治体等への応援要請、受入れに関すること。
		● 自衛隊の災害派遣要請部隊の受入に関すること。
		◎ 災害対策従事者(職員等)の給食、健康管理に関すること。
情報班	企画課	● 通報等の受信、記録に関すること。
	政策推進課	● 各部及び関係機関からの各種情報(避難所の情報含む。)の
		収集と集約に関すること。
		● 上水道事業体との連絡調整に関すること。
		〇 災害復興計画の策定に関すること。

避難所開 設基本方 針の変更 に伴う修 正

富津市行 政組織条 例の改正 に伴う修 正

災害対策 基本法の 改正に伴 う用語等 の修正

地震・津波-70	広報班	秘書広報課	•	災害記録の総括に関すること。
			•	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
			0	災害視察者等の対応に関すること。
	管財班	資産経営課	•	避難所(旧学校)の開設・運営に関すること。
			•	災害対策本部室の設置に関すること。
			•	市有車両の配車、緊急通行車両の届出、応援車両の確保に
			阝	引すること。
			•	災害対策に伴う物品、燃料の確保、災害対策用の車両及び
			扨	心点施設等への供給に関すること。
			0	市有財産の被害状況のとりまとめに関すること。
	財務班	財政課	0	各班の帳簿のとりまとめ(災害救助法様式)に関すること。
		会計課	0	災害関係の予算及び資金調達に関すること。
			0	義援金の受付・保管に関すること。
	特命班	議会事務局	•	議会との連絡調整に関すること。
		選挙管理委員会事務局	•	本部長の特命事項に関すること。
		監査委員事務局		

◆市民部(部長:市民部長)

班名	構成組織	所 掌 事 務
市民班	市民課	● 区長への協力依頼、連絡、調整に関すること。
		● 避難所(集会所、コミュニティセンター)の開設・運営に
		関すること。
		● 被災者、避難者情報のとりまとめに関すること。
		● 要配慮者(外国人)の支援に関すること。
		◎ 災害相談総合窓口の設置、運営に関すること。
		│◎ 災害ボランティアに関すること。
	天羽行政センター	● 管内の各種情報の収集と集約、本部事務局への報告に関す
		ること。
	=m <v=m< td=""><td>● 地区内の広報、災害相談等の支援に関すること。</td></v=m<>	● 地区内の広報、災害相談等の支援に関すること。
調査班	課税課、納税課	● 通信の途絶や甚大な被害等で災害初期に状況が不明な地区
		の被害状況調査に関すること。
		◎ 被害家屋認定調査に関すること。
		◎ 罹災証明書及び被災証明書の発行に関すること。 ○ 国宗资产税等の減免に関すること。
環境班	環境保全課	○ 固定資産税等の減免に関すること。 ● 遺体の処置、埋火葬に関すること。
以 現班	,	● - 遺体の処直、壁穴幹に関すること。 ● - 環境汚染対策、放射線等のモニタリングに関すること。
		● 「環境パ末対象、放射線等のビーメリングに関すること。 ◎ 仮設トイレ・簡易トイレの配置計画、し尿の収集・処理に
		関すること。
		○ 被災動物(ペット含む。)対策に関すること。
		◎ 防疫(消毒)に関すること。
		○ 災害廃棄物の収集・処理に関すること。

広報班	秘書広報課	● 災害記録の総括に関すること。
		● 災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
		〇 災害視察者等の対応に関すること。
管財班	管財契約検査課	
	資産経営課	● 災害対策本部室の設置に関すること。
		● 市有車両の配車、緊急通行車両の届出、応援車両の確保に
		関すること。
		● 災害対策に伴う物品、燃料の確保、災害対策用の車両及び
		拠点施設等への供給に関すること。
		◎ 市有財産の被害状況のとりまとめに関すること。
財務班	財政課	◎ 各班の帳簿のとりまとめ(災害救助法様式)に関すること。
	会計課	◎ 災害関係の予算及び資金調達に関すること。
		◎ 義援金の受付・保管に関すること。
特命班	議会事務局	● 議会との連絡調整に関すること。
	選挙管理委員会事務局	● 本部長の特命事項に関すること。
	監査委員事務局	

◆市民部(部長:市民部長)

◆市民部	(部長:市民部長)	
班名	構成組織	所 掌 事 務
市民班	市民課	● 区長への協力依頼、連絡、調整に関すること。
	国民健康保険課	
		● 被災者、避難者情報のとりまとめに関すること。
		● 要配慮者(外国人)の支援に関すること。
		◎ 災害相談総合窓口の設置、運営に関すること。
		◎ 災害ボランティアに関すること。
	天羽行政センター	● 管内の各種情報の収集と集約、本部事務局への報告に関す
		ること。
		● 地区内の広報、災害相談等の支援に関すること。
調査班	課税課	● 通信の途絶や甚大な被害等で災害初期に状況が不明な地区
	納税課	の被害状況調査に関すること。
		◎ 被害家屋認定調査に関すること。
		◎ 罹災証明書及び被災証明書の発行に関すること。
		〇 固定資産税等の減免に関すること。
環境班	環境保全課	● 遺体の処置、埋火葬に関すること。
		● 環境汚染対策、放射線等のモニタリングに関すること。
		◎ 仮設トイレ・簡易トイレの配置計画、し尿の収集・処理に │
		関すること。
		◎ 被災動物(ペット含む。)対策に関すること。
		◎ 防疫(消毒)に関すること。
		◎ 災害廃棄物の収集・処理に関すること。

地震・	津波-71
-----	-------

◆健康福祉部(部長:健康福祉部長)

* 1/C 1/17 TH		
班名	構成組織	所 掌 事 務
医療班	健康づくり課	● 医療・救護に関すること。
	国民健康保険課	● 要配慮者(妊産婦)の支援に関すること。
		◎ 防疫(保健衛生)に関すること。
福祉班	社会福祉課	● 要配慮者 <mark>(高齢者、障がい者、乳幼児)</mark> の支援に関するこ
	介護福祉課	と。
	子育て支援課	● 福祉避難所の開設・運営に関すること。
	福祉の窓口課	● 避難所(保育所、老人憩の家等)の開設・運営に関するこ
		<mark>ے.</mark>
		◎ 応急保育に関すること。
		◎ 災害見舞金、弔慰金及び生活再建支援金の支給、義援金の
		配分・支給、災害救護資金の貸付に関すること。

所 掌 事 務

◆建設経済部(部長:建設経済部長)

班 名 構成組織

土木班	建設課	● 道路、河川、港湾等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧 │
		に関すること。
		● 緊急輸送道路の確保に関すること。
		● 水防活動、土砂災害の警戒及び応急対策に関すること。
住宅班	都市政策課	● 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること。
		● 避難所(市民ふれあい公園内ビジターセンター)の開設・
		運営に関すること。
		◎ 災害救助法による被災家屋の応急修理、住居障害物除去等 ┃
		に関すること。
		◎ 応急仮設住宅の確保、管理に関すること。
		◎ 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策・復旧に関
		すること。
経済班	農林水産課	● 食品及び生活必需物資の調達並びに避難所等への供給に関
	商工観光課	すること。
	農業委員会事務局	● ため池・農業用水路の氾濫、山地災害等の警戒、二次災害
		防止に関すること。
		● 避難所(市民の森広場管理棟)の開設・運営に関すること。
		● 滞留旅客の一時滞在及び帰宅等の支援に関すること。
		◎ 農林水産業・商工業・観光業の被害調査、応急対策・復旧│
		に関すること。

◆健康福祉部(部長:健康福祉部長)

班名	構成組織	所 掌 事 務
福祉班	社会福祉課	● 要配慮者 <mark>(高齢者、障がい者)</mark> の支援に関すること。
	障がい福祉課	
	保育課	● 福祉避難所の開設・運営に関すること。
	介護福祉課	
		◎ 応急保育に関すること。
		◎ 災害見舞金、弔慰金及び生活再建支援金の支給、義援金の
		配分・支給、災害救護資金の貸付に関すること。
医療班	健康づくり課	● 医療・救護に関すること。
	こども家庭課	● 要配慮者(妊産婦、 <mark>乳幼児</mark>)の支援に関すること。
		◎ 防疫(保健衛生)に関すること。

主管変形の主管理の主部担同との主部担同とかっため)

福祉班及 び医療班 の構成組 織の変更

◆建設経済部(部長:建設経済部長)

班名	構成組織	所 掌 事 務
住宅班	都市政策課	● 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 ●
		 ▼水道事業体との連絡調整に関すること。 ◎ 災害救助法による被災家屋の応急修理、住居障害物除去等に関すること。 ◎ 応急仮設住宅の確保、管理に関すること。 ◎ 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策・復旧に関
		すること。
土木班	建設課	● 道路、河川、港湾等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ● 緊急輸送道路の確保に関すること。
経済班	農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	 水防活動、土砂災害の警戒及び応急対策に関すること。 食品及び生活必需物資の調達並びに避難所等への供給に関すること。 ため池・農業用水路の氾濫、山地災害等の警戒、二次災害防止に関すること。
		● 滞留旅客の一時滞在及び帰宅等の支援に関すること。◎ 農林水産業・商工業・観光業の被害調査、応急対策・復旧に関すること。

地震•津波-71	◆教育部	(部長:教育部長)		◆教育部	(部長:教育部長))	
	班名	構成組織	所 掌 事 務	班名	構成組織	所 掌 事 務	
	教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館	 ■ 避難所(学校、公民館等)の開設・運営に関すること。 ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力(学校調理場・器具の提供等)に関すること。 ② 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 	教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館	● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関すること。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関すること。 ◎ 炊き出しの協力(学校調理場・器具の提供等)に関すること。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関すること。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
 地震•津波-72	◆消防部	(部長:消防長)		◆消防部	(部長:消防長)		
	班名	構成組織	所 掌 事 務	班名	構成組織	所 掌 事 務	
	消防本部	部 消防総務課 予防課 消防署	 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 救助・救急活動、消防活動に関すること。 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 (の) 行方不明者の捜索に関すること。 (の) 火災調査に関すること。 	消防本部	消防総務課 予防課 消防署	 ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ⑥ 行方不明者の捜索に関すること。 ⑥ 火災調査に関すること。 	
	消防団	消防団	 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 消防活動に関すること。 水防活動に関すること。 (○) 行方不明者の捜索に関すること。 (○) 火災調査等の協力に関すること。 	消防団	消防団	 ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。 	
				◆支部(青	責任者:天羽行政 [·]	センター 所長)	組織編制
				V AHF (3	構成組織		上の「支
					なセンター そが指名した者		部」の追 加
地震・津波-72	2 富津ī	市災害対策本部体制	(全庁)	2 富津市	市災害対策本部体	制(全庁)	避難所開
	夜間、 職員配備	計画を定めるものと	により大規模な災害が発生した場合に備え、総務部長は避難所 する。本計画は、毎年度見直しを行い、その都度避難所ごとに 員」という。)して避難所の鍵の貸与等を行うものとする。	日中、7 の長は割	り振られた避難所	いて地震等により大規模な災害が発生した場合に備え、各部局等を拡張を関い、運営できるよう、避難所関シロ光聯員の選字及び延	設基本方 針の変更 に伴う修 正

地震・津波-73 3 職員(の配備体制(全庁)			3 職員の	D配備体制(全庁)			目語等の
(1)市:	災害対策本部設置前の配備基準			(1)市災	災害対策本部設置前の配備	基準	修	修正
電備種別第1配備	① 市内で震度4を記録し、市長が必要と認めたとき。 ②気象庁が南海トラフ地震臨時情	情報収集連絡活動が円滑 に行い得る体制とし、その	秘書広報課、農林水産 課、 <mark>商工観光課、</mark> 建設	第1配備	②市内で長周期地震動階級	び害関係課等の職員で 動配備】 情報収集連絡活動が円滑 に行い得る体制とし、その	で 総務課、防災安全課、 基 別 秘書広報課、建設課、 更 の 農林水産課、天羽行政	
	報 (調査中) 又は南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) を発表したとき。【自動配備】	: 勘案して、あらかじめ各課 等において定める。	消防本部のうち消防長 が指定する課		を観測したとき。【自動 ③ 気象庁が南海トラフサ 情報(調査中)又は南流 地震臨時情報(巨大地) を発表したとき。【自動	地震臨時 海トラフ 震注意) 加配備】	果 うち消防長が指定する 課 表 (5	器急地震 速報の発 長 基 準 気象庁) う変更に
第2配備	 ①市内で震度5弱を記録したとき。 【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に浸波注意報又は津波警報を発えしたとき。 【自動配備】 ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。 【自動配備】 ④その他被害が発生し、市長が必要 	事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	市民課、社会福祉課、 都市政策課、環境保全 課、健康づくり課、教	2配備	②気象庁が津波予報区の 内房」又は「東京湾内 波注意報又は津波警幸	事態の推移に伴い速やが「千葉県に災害対策本部を設置できる体制とし、その所要が関係を発表して、あらかじめ各課等に対情報を発しいて定める。	議構成員、財政課、管 財契約検査課、企画課、 政策推進課、資産経営 課、市民課、課税課、 環境保全課、社会福祉 課、健康づくり課、都 市政策課、 商工観光課、	半まE テラマ果生う準 議、約、進配の 構管検政課備修 成財査策、
2 <i>そ</i> の	│ 要と認めたとき。 特例措置 は体制を強化する必要があると市長が認 の他、各部局の基準と判断で必要な災 事務局には、連絡のみ行う。		制を指示することができる。	1 配備(2 その	本制を強化する必要があると市	5長が認めたときは、より上位の配備体 必要な災害対応業務を実施する。	<mark> 終員</mark> 終	各部の連 各員を追 ロ

波-74 (2)	市対策本部設置後の配備基準			(2) 市対	策本部設置後の	配備基準			用
配備和	1111	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備	基 準	配 備 内 容	配備を要する課等	修
第3章	 (情 ① 市会 で	情報、水防、輸送、医療、水防、制造、大阪・高ののでは、大阪・高のでは、大阪・大阪・のでは、大阪・大阪・高のでは、大阪・大阪・高のでは、大阪・大阪・大阪・南のでは、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	本部を構成するすべての機関	第3配備	① ② ③ 情し 内表 以場ると(1) (2) 市き 象房報 象報た 閣し 下合たき特と大生要 内。 庁又を 庁(と 総た のでめ。にき規しす で震 津東表 南大。 大き リ総市 き な回と 度 津東表 南大。 大き 又給市 き な回と 度 波京し 海地 臣。 ソ合長 た 停後見 で	で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・	情報、水防、輸送、医療、 救護等の応急対策活とよう 一般では、大きない得る体制である。 一般では、大きない。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	本部を構成するすべての機関	
第 5 種	②以下の(1) 又は(2) に該当する場合で、市長が必要と認めたとき。 (1) 広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2) 局地的であっても被害が甚大であるとき。 (2) 局で震度 6 強以上を記録したとき。 (2) 以下の(1) 又は(2) に該当する場合で、市長が市の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 (1) 広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2) 局地的であっても被害が甚大であるとき。	案して、あらかじめ各部長 等が定める。 市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	ての機関	第5配備	場合。 (1) 広し地の した (2) 局でででき。 (2) 局でででき。 (2) 場でででき。 (3) 場でででき。 (4) よいでででき。 (5) はいでででき。 (6) はいでででき。 (7) はいでででき。 (1) はいしたとものにも。	6強以上を <mark>観測</mark> し 【自動配備】 は(2)に該当する が市の全組織を け応が必要と認め たる被害が発生	案して、あらかじめ各部長等が定める。 市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。		-

備を解くことができる。	と認められし、又は配し、又は配し、
地震・津波-75 4 職員の動員(全庁) 4 職員の動員(全庁)	避難所開 設基本方
(4) 自動配備による参集 (4) 自動配備による参集	放基本万 針の改正
また、 <mark>夜間、休日等において震度5強以上の地震が発生した場合、本節2(12)に定める「避</mark> 難所職員配備計画」によりあらかじめ指定された職員は、自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ直行して避難所を開設する。 置をした後、指定された避難所へ直行して避難所を開設する。 を開設する。	間、休日等 ^止
地震・津波-77 6 災害救助法の適用(全庁) 6 災害救助法の適用(全庁) 6 災害救助法の適用(全庁)	災害に係
(2) 被災世帯の算定 (2) 被災世帯の算定	る住家の
アー被災世帯の算定基準	被害認定
住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準と 住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世	帯を基準と 基準運用 帯を基準と 指針(内
する。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定によ する。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項	の規定によ 閣府)の
り以下のとおり、みなし換算を行う。	改正に伴
◆被災世帯の算定基準 ◆被災世帯の算定基準	う修正
全壊(全焼・流失)住家 1世帯	
1世帯 半壊 <mark>(半焼)</mark> 住家 2世帯 1世帯 住家滅矢 半壊 <mark>(大規模半壊・中規模半壊・半焼)</mark> 住家 2世帯	
「 ^{ロ・デ} ー 床上浸水、 <mark>土砂の堆積</mark> により一時的に居住できない状態になった住家 3世帯 1世帯 床上浸水、 <mark>土砂竹木の堆積等</mark> により一時的に居住できない状態になった。	こ住家
3世帯 (注)床下浸水、一部損壊(準半壊等)は換算しない。	
(江) 体 下皮小、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 住家滅失の認定	
調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。 調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。	
被害滅失、半壊等の認定基準は、「災害の被害認定基準ついて(平成 13 年 6 月 28 日付府政 被害滅失、半壊等の認定基準は、「災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月	1 28 日付府
防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用 政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び「災害に係る住家の被害	認定基準運
指針 <mark>(令和2年3月 内閣府(防災担当))</mark> 」によるが、住家被害の概要については、以下の表 用指針 <mark>(令和3年3月 内閣府(防災担当))</mark> 」によるが、住家被害の概要について	は、以下の
のとおりである。 表のとおりである。	
被害の区分	
居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しく 居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しく 居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、	焼失若しく
住家が滅失したもの は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程 住家が滅失したもの は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に	に達した程
│	、住家全体
の 50%以上に達した程度のもの の 50%以上に達した程度のもの	
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度の 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用で	
住家が半壊、半焼する等 もので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積 	
者しく損傷したもの の 20%以上 70%未満のもの、又は任家の主要な構成要素の経済的被告	斉的被害の
	z = しが田
	ることが凶 未満、又は

		住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができな		その住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規	
	住家の床上浸水	い状態となったもので、上記に該当しない場合であって、浸水がその住		模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の	
	<mark>土砂</mark> の堆積等	家の床上に達した程度のもの、又は <mark>土砂</mark> の堆積等により一時的に居住す		壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相	
		ることができない状態となったもの		当規模の補修」が必要なもので、損壊部分がその住家の延床面積の30%	
	(1) 住家とは現実に	居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは		以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中	
		、一般に非住家として取り使われている土蔵、小屋等であっても、現実に住		規模半壊とする。	
		しているときは住家として取り扱う。	 住家が半壊又は半焼	に進 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、住家の損壊	
		ともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦	ずる程度に損傷した	まの 又は焼失した部分の床面積か、その住家の延床面積の 10%以上 20%未	
		実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させて	(準半壊)	満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被告の割合か住家全体の	
		その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものにつ	(+1-27	10%以上 20%未満のもの	1
		て、その寄宿舎等を1世帯として取り扱う。		住家が床上浸水、 <mark>土砂竹木</mark> の堆積等により一時的に居住することがで	11
		が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修し	住家の床上浸水		11
		を復元し得ない状況に至ったものをいう。	土砂竹木の堆積		
		とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部とし		に居住することができない状態となったもの	
	て固定された設備を	を含む。	4	E居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは	II
				ば、一般に非住家として取り使われている土蔵、小屋等であっても、現実に住	
			1	Eしているときは住家として取り扱う。	
				とともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦	
)実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させて	11
				『その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものにつ	
			1	って、その寄宿舎等を1世帯として取り扱う。	
				Rが被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修し	
				£を復元し得ない状況に至ったものをい う 。	
			(3) 主要な構成要素	そとは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部とし	
			て固定された設備	またまた。 こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	_
地震・津波-79	6 災害救助法の適	用(全庁)	6 災害救助法のi	適用(全庁)	用語等の
	(4) 救助の実施		(4)救助の実施		修正
	ア実施機関		ア実施機関		
		救助は、知事が行い <mark>(法定委託事務)</mark> 、市長がこれを補助する。		る救助は、知事が行い <mark>(法定受託事務)</mark> 、市長がこれを補助する。	
	7(1),23,21,=0.				
地震・津波-85	 (1)情報等の発表		(1)情報等の発表	₹	用語等の
	ア・地震情報【	富津市の地域名称:「千葉県南部」】		【富津市の地域名称:「千葉県南部」】	修正
	種類	内容	種類	内容	
		緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測デー		緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測デー	
	□	タを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これ	│	タを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これ	
	※ 京心に長还報	に基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く	系心地辰还報	に基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く	
		知らせる情報である。		知らせる情報である。	
	雨 広 法 #	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れ	雨 広 法 切	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れ	
	震度速報	の <mark>発現時刻</mark> を速報する。	震 度 速 報	の <mark>検知時刻</mark> を速報する。	
		震度3以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発		震度3以上(<mark>津波警報又は津波注意報</mark> を発表した場合は発表しない。)の	
	震源に関する	表しない。)の地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発	震源に関する	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波	
		表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが	情報	の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配は	
		被害の心配はない」旨を付加する。		ない」旨を付加する。	

	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	震源・震度に関する情報		
	各地の震度に関する情報	震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その <mark>市町村名</mark> を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、 震度2以下の地震については、その発生回数を「 <mark>地震情報</mark> (地震回数に関する情報)」で発表する。	各地の震度に関する情報	震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表する。	
	推計震度分布図	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。	推計震度分布図	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	長周期地震動 に関する観測 情 報 遠 地 地 震 に	長周期地震動階級 1 以上を観測したときに、10 分程度で発表する。 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震 の発生時刻、発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)をおおむね 30 分以内に、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。	
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。	関する情報		
	各情報の作 災科学技術研	引いる震度について :成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74 か所)、気象庁(20 か所)、防 !究所(11 か所)、千葉市(<mark>5 か所</mark>)、松戸市(1 か所)により設置された -タを用いている(<mark>平成 31 年 4 月 1 日現在</mark>)。	(注) 各情報に 各情報の作 災科学技術研	震を観測した場合 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。 用いる震度について 作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県 (74 か所)、気象庁 (20 か所)、防研究所 (11 か所)、千葉市 (4 か所)、松戸市 (1 か所)により設置されたータを用いている (令和 3 年 4 月 1 日現在)。	
地震・津波-89	◆津波警報等伝達系	統	◆津波警報等伝達	系統	時点修正
		後管理部 <mark>危機管理課</mark> おから県庁への伝達は「 <mark>気象庁防災情報提供システム</mark> 」等により行 う 。		機管理部 <mark>防災対策課</mark> 台から県庁への伝達は「 <mark>気象情報伝送処理システム(アデス)</mark> 」等により行	
地震・津波-92	(3)被害状況等の 収集・集約した被	5、通報(本部班、消防本部) ○報告 対害状況等を千葉県防災情報システム及び電話・FAX 又は千葉県防災行政無 <mark>F理課</mark>)へ報告する(資料 1-3)	(3)被害状況等の収集・集約した	告、通報(本部班、消防本部) の報告 被害状況等を千葉県防災情報システム及び電話・FAX 又は千葉県防災行政無 <mark>対策課</mark>)へ報告する(資料 1-3)	時点修正
	ア 県 【勤務時間内 (7) 千葉県防		ア 県 【勤務時間 (7) 千葉県	内】 防災行政無線	

	FAX 50 (イ) 一般加 電 話	500-7320(地上系) 012-500-7320 00-7298(地上系) 012-500-7298(衛 1入電話 043-223-2176 43-222-1127	新星系) (<mark>-</mark> 「 <mark>県</mark>	<mark>県危機管理課</mark>) ") 2.	FAX 50 (1) 一般加 電 話	500-7320(地上系) 012-500-7320(00-7298(地上系) 012-500-7298(衛星 1入電話 043-223-2176 43-222-1127			
地震・津波-93	(4)関係機関へ	の通報 :に関する通報を受けたときは、直ち!	一棒起去球到!	心亜か広刍世署を建じ	(4)関係機関へ	の通報 に関する通報を受けたときは、直ちに		時点修正	
	るとともに、	で関する通報を受けたとさば、直ら 必要に応じて次の機関に通報する。 振興事務所 (<mark>地域振興課</mark> 0438-23			るとともに、	に関する通報を受けたとさば、直らに 必要に応じて次の機関に通報する。 法服興事務所 (<mark>地域防災課</mark> 0438-23-			
地震・津波-96	1 避難の勧告又	<mark>は指示等</mark> (本部班)			1 避難指示等	(本部班)		災害対策	
	(1) <mark>避難勧告</mark> 等				(1)避難指示等			基本法の改正に伴	
	の居住者、滞在者	は、災害が発生し、又は発生するよ 者その他の者に対し、 <mark>避難のための立</mark> <mark>≃めの立ち退きを指示する。</mark>			1	は、災害が発生し、又は発生するおる 音その他の者に対し、 <mark>避難のための立ち</mark>		う用語等の修正	
		なじて市民の避難準備と要配慮者等の)避難開始を促す	ため「避難準備・高齢	また、必要に応	なじて市民の避難準備と要配慮者等の過	^選 選難開始を促すため <mark>「高齢者等避難」</mark>		
	者等避難開始」を	伝達する。			を伝達する。				
)ための立退きを行うことによりかえ ***は、「異中字会際保」第の字会際//			1	Dための立退きを行うことによりかえ。 また、「屋内字合珠保」第の字合珠保			
		:きは、「屋内安全確保」等の安全確保 合の安全確保措置は <mark>指定緊急避難場所</mark>				:きは、「屋内安全確保」等の安全確保! D安全確保措置は <mark>指定緊急避難場所等</mark> ╱			
	囲の状況等によっ	って <mark>指定緊急避難場所</mark> へ移動すること	がかえって危険	を伴うなどやむを得な	囲の状況等によっ	って <mark>指定緊急避難場所等</mark> へ移動すること	とがかえって危険を伴うなどやむを得		
		川断する場合は「近隣の安全な場所」				が判断する場合は「近隣の安全な場所」			
	ことや、 <u>避無勧き</u> 知徹底しておくも	<mark>5等</mark> の発令と併せて <mark>指定緊急避難場所</mark> 5のとする。	で囲取りること	で、甲氏寺に対して向	しておくものとす	<mark>旨示</mark> の発令と併せて <mark>指定避難所</mark> を開設す 「る。)ることを、甲氏寺に対して同知徹底		
	なお、「勧告」	は、その対象地域の市民等に対し避難			1				
		ることを期待して避難を勧め、又は促 まのた吟が切り、ている場合に登し			「\nd ## +比 	+ 巛字のかてもお方い担ムに改し、ま	キ兄笠 ナ ウナ リ ムルフ ナ の マ キ リ ・ 宮		
		<mark>害の危険が切迫している場合に発し、</mark> きあり、 <mark>避難勧告等</mark> を発令する場合は、			項 <mark>難指示等</mark> を発令する場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行				
	を明らかにして、	防災行政無線放送、富津市安全安心ス	メール、緊急速報						
	等を活用して行う	ものとし、 <mark>指示等</mark> を行ったときは知	事へ報告する。			、等を行ったときは知事へ報告する。			
	〇避難対		〇 退		〇避難対	- · - · · -	〇避難経路		
	〇 <mark>避難準</mark>	備・高齢者等避難開始、避難勧告又は	避難指示(緊急)	の理由		等避難、避難指示の理由			
	〇その他	必要な事項			しての他	必要な事項			
地震•津波-97	◆避難の勧告、指	<mark>示</mark> の発令権者及び要件			◆ <mark>避難指示</mark> の発令	↑権者及び要件		災害対策	
	発令権者	勧告、指示を行う要件		根拠法令	発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令	基本法の改正に伴	
	市長(本部長)	その他災害の拡大を防止するため特に必要がある 50余第1項			市長(本部長)	〇災害が発生し、又は発生するおそれ おいて、市民の生命又は身体を災害 その他災害の拡大を防止するため特 と認めるとき。	子から保護し、 ※宝対策其太法第 60 条第 1 T	う用語等の修正	
		と認めるとき。 〇災害の発生により市長(本部長)	がその全部又は			○災害の発生により市長(本部長)が	 『その全部又は _{災害対策基本法策}	根拠法令	
1	红	1 + 1 1 - + 7 + 4 - 5 - 1 18 - 1 1		ハロハ木生で仏刀	4 車	1 + 1 1 - + 7 + 4 - 5 - 1 18 - 1 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1	

60条第5項

大部分の事務を行うことができなくなったとき。

知

大部分の事務を行うことができなくなったとき。

の修正

60条第6項

◆ <mark>避難勧告</mark> 等の発令基	基準【地震・津波】	
種類	内 容	基準
【警戒レベル3】 <mark>避難準備・高齢者等</mark> <mark>避難開始</mark>	〇要配慮者等の避難の開始 〇避難の勧告、指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。	〇市長(本部長)が必要と認めるとき。
【警戒レベル4】 <mark>避難勧告</mark>	〇指定緊急避難場 所等への立ち退 き避難を基本と する避難行動を とる。	○遠地地震で津波注意報が発表されたとき。 【海水浴場、潮干狩り場、漁港等港湾施設など、沿岸部の施設】 ○強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難が必要と認められるとき。 ○地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 ○その他状況により市長(本部長)が必要と認めるとき。
【警戒レベル4】 <mark>避難指示(緊急)</mark>	○ <mark>災害が発生する</mark> おそれが極めて 高い状況等となっており、緊急に 避難する。	 ○近地地震で津波注意報が発表されたとき。 【海水浴場、潮干狩り場、漁港等港湾施設など、沿岸部の施設】 ○津波警報が発表されたとき。 【富津市津波・高潮ハザードマップにおいて2m以上の浸水深が予測される区域】 ○大津波警報が発表されたとき。 【富津市津波・高潮ハザードマップの浸水予測区域】 ○避難勧告の基準よりも状況が悪化し、危険が迫っているとき。 ○その他状況により市長(本部長)が必要と認めるとき。

(備者)

- ・津波については、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<mark>避難準備・</mark> 高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示(緊急)のみを発令する。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

◆ <mark>避難指示</mark> 等の発令基	೬準【地震・津波】	
種類	内 容	基準
【警戒レベル3】 <mark>高齢者等避難</mark>	〇要配慮者等の避 難の開始 〇 <mark>避難指示</mark> が発令 されたときに、 つでも避難でき るような体制を とる。	〇市長(本部長)が必要と認めるとき。
【警戒レベル4】 <mark>避難指示</mark>	〇「指定緊急避難場 所等への立本 が要難を基本 を基 を を を を を を を を を を と る。	○ 千葉県内房又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき。

(備考)

- ・津波については、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<mark>高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</mark>
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(注)居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

(注)風水 害-47 よ り転記

地震・津波-98	(3)避難の措置と周知	(3)避難の措置と周知	災害対策
	市は、 <mark>避難勧告等</mark> を発令(あるいは解除)した場合、直ちに当該地域の市民等に対して その内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。	市は、 <mark>避難指示等</mark> を発令(あるいは解除)した場合、直ちに当該地域の市民等に対して その内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。	基本法の 改正によ る用語の 修正
	(略)	(略)	
	イ 県に対する報告 <mark>避難勧告等</mark> を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有 要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。	イ 県に対する報告 <mark>避難指示等</mark> を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。	
地震・津波-98	2 避難誘導等(消防本部、消防団)	2 避難誘導等(消防本部、消防団)	災害対策
	市は、 <mark>避難勧告等</mark> を発令した場合、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受に当たらせるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。	市は、 <mark>避難指示等</mark> を発令した場合、あらかじめ指定する <mark>指定避難所等</mark> にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受に当たらせるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等が安全かつ迅速に避難できるよう <mark>避難所等</mark> への誘導に努める。	基本法の 改正に伴 う用語等 の修正
地震・津波-99	2 避難誘導等(消防本部、消防団)	2 避難誘導等(消防本部、消防団)	用語等の
	(2) 避難順位 避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。	(2)避難順位 避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。	修正
	① 介護を要する高齢者及び障がい者② 病弱者③ 乳幼児及びその <mark>母親</mark> ・妊婦④ 高齢者・障がい者⑤ 児童生徒⑥ 女性⑦ 男性⑧ 防災従事者	① 介護を要する高齢者及び障がい者 ② 病弱者③ 乳幼児及びその保護者・妊産婦④ 高齢者・障がい者⑤ 児童・生徒⑥ 女性⑦ 男性⑧ 防災従事者	
地震・津波-99	3 避難所の開設・運営(<mark>管財班、市民班、福祉班、住宅班、経済班、教育班</mark>)	3 避難所の開設・運営(<mark>全庁(消防本部、消防団を除く)</mark>)	避難所開
	(2) 開設の方法 ア 被害状況、避難者の状況などに応じ、「富津市避難所開設基本方針(令和2年度改正)」に基づき、あらかじめ避難所として指定した施設の中から本部長(本部班)が選定し、当該避難所施設を管理する班(市民班、福祉班、経済班、住宅班、教育班)が職員を派遣して開設する。	(2) 開設の方法 ア 被害状況、避難者の状況などに応じ、「富津市避難所開設基本方針」に基づき、開設する避難所を本部長(本部班)が選定し、各部の避難所開設担当職員が避難所へ向かい開設する。	設基本方 針の変更 に伴う修 正
	イ 多数の施設に避難所を開設し、当該避難所施設を管理する班だけでは派遣職員が不足する場合、本部長(本部班)はその他の班からも全庁的に避難所派遣職員を確保し、派遣を指名された職員は、当該避難所施設を管理する班から、避難者の収容スペース、使用可能設備等の留意事項について指示を受け、避難所の開設に当たる。	1	
	なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災者を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性(洪水・津波・土砂災害)には特に注意を払い設置する。	避難所を開設する場合は、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災者を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性(洪水・津波・土砂災害)には特に注意を払い設置する。	
	(略) エ 夜間、休日等において市災害対策本部設置基準に該当する地震が発生した場合、本章	(略) エ 夜間、休日等において市災害対策本部設置基準に該当する地震が発生した場合、本章	
	エー 夜间、休日寺において市災害対策本部設直基準に該当する地震が発生した場合、本草 「第1節 災害応急活動体制」で定める <mark>避難所職員配備計画により、あらかじめ指名さ れた避難所直行職員は自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難</mark>	「第1節 災害応急活動体制」で定める <mark>避難所開設担当職員として、あらかじめ選定された職員は自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ向かい</mark>	
	所へ直行して避難所を開設する。ただし、津波警報・注意報が発令中又は津波のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内へは進入せず、避難所へ向かう市民等に同区域内に立ち入らないよう呼びかけを行う。	避難所を開設する。ただし、津波警報・注意報が発令中又は津波のおそれがある場合は、 津波浸水想定区域内へは進入せず、避難所へ向かう市民等に同区域内に立ち入らないよ う呼びかけを行う。	

			T -
地震•津波-103	1 津波警報等の伝達(本部班、情報班、広報班、消防本部、消防団)	1 津波警報等の伝達(本部班、情報班、広報班、消防本部、消防団)	災害対策
	(1) 市は、千葉県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津 波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて 避難の必要を認める場合は、あらかじめ定めてある <mark>避難指示(緊急)</mark> の基準に基づき、 市民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。	(1) 市は、千葉県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津 波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて 避難の必要を認める場合は、あらかじめ定めてある <mark>避難指示</mark> の基準に基づき、市民等に 対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。	基本法の 改正に併 う用語等 の修正
	ア 市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び <mark>避難指示(緊急)</mark> を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫すること。 (略) エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、県及び放送事業者と連携し、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難指示(緊急)の伝達に努めること。	域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫すること。 (略) エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、県及び放送事業者と連携し、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレ	
地震·津波-104	2 市民等の避難行動	2 市民等の避難行動	災害対策
	市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの <mark>避難指示(緊急)</mark> の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。		基本法の 改正に伴 う用語等 の修正
地震•津波-105	第5節 要配慮者等の安全確保対策	第5節 要配慮者等の安全確保対策	災害対策
	要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。		基本法の 改正に伴 う用語等 の修正
	1 要配慮者の避難支援(福祉班、市民班、医療班、住宅班)	1 要配慮者の避難支援(福祉班、市民班、医療班、住宅班)	
	市は、 <mark>避難勧告等</mark> を発令した場合、要配慮者関係団体等に情報提供するほか、防災行政無 線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール(エリアメール)等を活用して、要配慮者 の避難支援を呼びかける。		
地震•津波-106	2 要配慮者への対応(福祉班、市民班、医療班、住宅班)	 2 要配慮者への対応(福祉班、市民班、医療班、住宅班)	「精神保
	(1)避難所における支援	(1)避難所における支援	健 福 祉士」を追
	ウ スタッフ(人員)の確保等 必要なケアサービスを確認し、必要に応じて県等に対し、介護福祉士、社会福祉士、 手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の派遣を要請し、確保に努め る。	ウ スタッフ(人員)の確保等 必要なケアサービスを確認し、必要に応じて県等に対し、介護福祉士、社会福祉士、 精神保健福祉士、 手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の派遣を要 請し、確保に努める。	加
地震•津波-106	2 要配慮者への対応(福祉班、市民班、医療班、住宅班)	2 要配慮者への対応(福祉班、市民班、医療班、住宅班)	用語等の
	(2) 福祉避難所の開設	(2)福祉避難所の開設	修正(今
	市は、避難生活が長期化する場合、福祉避難所(地域交流支援センター)を開設し、避 難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者を収容する。また、協定を締結した	市は、本部長の指示により、指定福祉避難所(資料2-3)を開設し、一般避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者を収容する。また、協定を締結した社会福祉施	後、福祉 避難所を 複数指定
	社会福祉施設に対し、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に 開設済みの福祉避難所を周知する。	設に対し、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの 福祉避難所を周知する。	すること

	(3) 社会福祉施設等への入所 市は、 <mark>避難所</mark> で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。 (4) <mark>避難所</mark> から福祉避難所への移送 ア 移送者の検討 市は、 <mark>避難所</mark> における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉 避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がい等により通常の避難所生	(3) 社会福祉施設等への入所 市は、一般避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。 (4) 一般避難所から福祉避難所への移送 ア 移送者の検討 市は、一般避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がい等により通常の避難	を想定して別表に記載)
	活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 イ 移送手段の確保 市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。 また、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や <mark>避難所</mark> から福祉避難所への移送支援について働きかける。	所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 イ 移送手段の確保 市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。 また、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、地域住民に対	
地震•津波−108	 1 消防活動(消防本部、消防団) (3)活動の基本 ア 消防署 (7)避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。 (4) 重要地域の優先 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。 	 1 消防活動(消防本部、消防団) (3)活動の基本 ア 消防署 (7)避難場所、<mark>避難道路確保</mark>の優先 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。 (4) 重点防御地域の優先 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。 	用語等の修正
地震•津波-109	 1 消防活動(消防本部、消防団) (3)活動の基本ア 消防署 (オ)重要対象物の優先 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。 イ 消防団 	1 消防活動(消防本部、消防団) (3)活動の基本 ア 消防署 (材)重要対象物の優先	災害対策 基本正語 の修正
	 (イ) 消火活動 署消防隊出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独若しくは消防隊と協力して行う。 (エ) 避難誘導 避難勧告等が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。 	(イ) 消火活動 署消防隊出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は <mark>主要避難道路</mark> 確保の ための消火活動については、単独若しくは消防隊と協力して行う。 (I) 避難誘導 <mark>避難指示等</mark> が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡 をとりながら市民を安全に避難させる。	

地震・津波-112	6 医療救護活動(医療班、消防本部) (3)情報の収集と提供		6 医療救護活動(医療班、消防本部) (3)情報の収集と提供					
	ウ 避難所及び <mark>医療資器材</mark> の設置状況 エ 医薬品及び <mark>医療資器材</mark> の需給状況		ウ 避難所及び <mark>医療資機材</mark> の設置状況 エ 医薬品及び <mark>医療資機材</mark> の需給状況					
地震·津波-113	(11)市内の医療機関の状況 市内の医療機関は <mark>資料 2−3</mark> のとおり	りである。	(11)市内の医療機関の状況市内の医療機関は<mark>資料 2-5</mark>のとおりである。					
地震•津波−115	また、警察署、建設経済部、消防署 見に努める。なお、市内の主要道路の らかじめ実態を把握しておくものとす (2)調査及び報告	破害の状況を調査するための <mark>調査班</mark> を編成しておく。 引において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発)うち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あ	発 おく。 あ また、警察署、建設経済部、消防署において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期多見に努める。なお、市内の主要道路のうち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。					
地震•津波-122	7 緊急輸送ネットワーク(土木班) <mark>※緊急輸送道路網図</mark>		部に報告するものとする。7 緊急輸送ネットワーク (土木班)※緊急輸送道路網図					
地震•津波-123	第9節 救援物資供給活動		第9節 救援物資供給活動					
	項目	実施担当	項目	実施担当	│ 地域防災 │ 計画」及			
	1 応急給水	(かずさ水道広域連合企業団)、全庁	1 応急給水	全庁、かずさ水道広域連合企業団] び「かず			
	2 食料の供給		2 食料の供給		さ水道広			
	3 衣料、生活必需物資等の供給	経済班	3 衣料、生活必需物資等の供給	経済班	域連合企			
	4 救援物資の募集・受入		4 救援物資の募集・受入					
					11			
	5 物資集積拠点の開設	教育班、管財班	5 物資集積拠点の開設	教育班、管財班	対策基本			
	災害時において被災者の人心の安定を関 資の供給活動を行う。 なお、応急給水についての詳細は、「かず	教育班、管財班 図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物 げさ水道広域連合企業団災害対策基本計画(第2版)」	5 物資集積拠点の開設	教育班、管財班・図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物	対策基本 計画(第 5版)」 等との整			
	災害時において被災者の人心の安定を 資の供給活動を行う。 なお、応急給水についての詳細は、「かず に定めるところによる。 また、県からの救援物資の供給支援は、 把握した支援ニーズに基づいて行うことで 等により、要請活動が困難になる場合も想	図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物	5 物資集積拠点の開設 災害時において被災者の人心の安定を 資の供給活動を行う。 また、県からの救援物資の供給支援は 把握した支援ニーズに基づいて行うこと 等により、要請活動が困難になる場合も		対策基 () 等合 修正			
	災害時において被災者の人心の安定を 資の供給活動を行う。 なお、応急給水についての詳細は、「かず に定めるところによる。 また、県からの救援物資の供給支援は、 把握した支援ニーズに基づいて行うことで 等により、要請活動が困難になる場合も想 ッシュ型」支援等により必要な物資を確 る。	図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物 ずさ水道広域連合企業団災害対策基本計画(第2版)」 被災市町村からの具体的な要請や県の情報連絡員が を原則としているが、情報の寸断や市町村機能の低下 限定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プ	5 物資集積拠点の開設 災害時において被災者の人心の安定を 資の供給活動を行う。 また、県からの救援物資の供給支援は 把握した支援ニーズに基づいて行うこと 等により、要請活動が困難になる場合も ッシュ型」支援等により必要な物資を研 る。 1 応急給水(全庁、かずさ水道広域連	図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物、被災市町村からの具体的な要請や県の情報連絡員がを原則としているが、情報の寸断や市町村機能の低下想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プ 産保することも視野に入れた活動体制をとるものとす	等 と の 整 修 正			

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は 知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の 実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。
- ウ 市単独での対応が困難な場合は、関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (2) 初動体制の確立
 - ア かずさ水道広域連合企業団職員の派遣

かずさ水道広域連合企業団は、市が災害対策本部を設置したときは、各市と協議の上、 応急給水活動における調整を行うため、市災害対策本部に職員を派遣する。

- イ 関係機関の応援
 - (7) 民間との協力体制

状況に応じて、災害時の応急給水及び応急復旧に関する協定を締結している富津市 管工事業協同組合等へ応援を要請するものとする。

(イ) 相互応援

応急給水の状況に応じて、他市町村、県、国、日本水道協会並びに自衛隊に応援を 求めるものとする。

また、水道事業体等間の応援活動については、<mark>千葉県水道災害相互応援協定、応急</mark> 給水に係る確認書によるものとする。

(3) 飲料水の支給を受ける者

給水対象区域は、行政区域とする。対象は、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

(4)給水方法

二次災害の防止と給水機能を保守するため、被災後直ちに施設の点検補修に努めるとと もに、確保された水量に応じた給水活動を行う。

ア 職員動員後、補給基地から飲料水を必要とする給水拠点へ搬送する。

初期の応急給水活動は、病院・医療機関、社会福祉施設の重要拠点への緊急給水を中心に行う。応援体制が整い次第、指定避難地等に給水拠点を拡大する。

さらに要請に応じ、指定避難地以外で給水が必要な施設に応急給水を行う。

- イ 市からの情報提供を受け、避難所等の避難者の数を早急に把握し、道路情報を考慮して搬送車の台数又は搬送回数を的確に定め、避難者等に平均的に給水するように努める。
- ウ 市の協力を得て、給水は、避難所の非常用タンク等から自主的に給水するよう周知する。
- 工 市災害対策本部より避難所以外に避難した市民に対し、応急給水の指示があった場合 は給水車、給水タンク、ポリ容器等により給水を行う。
- オ 周辺都市又は他の機関からの救助隊が派遣されたときは、かずさ水道広域連合企業団 が主体となって案内者となる。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は 知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の 実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。
- ウ 市単独での対応が困難な場合は、関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (2) 初動体制の確立
 - ア かずさ水道広域連合企業団との情報連絡体制の確立

市は、迅速かつ円滑な応急給水を実施するため、かずさ水道広域連合企業団と応急給水に関する情報共有を行うための情報連絡体制を確立する。

- イ 関係機関の応援
 - (7) 民間との協力体制

状況に応じて、災害時の応急復旧等に関連する協定等を締結している富津市管工事 業協同組合等へ応援を要請するものとする。

(イ) 応援要請

応急給水の状況に応じて、他市町村、県、国、日本水道協会並びに自衛隊等に応援 を求めるものとする。

また、水道事業体等間の応援活動については、<mark>千葉県水道災害相互応援協定、応急給水等に係る確認書等により実施するものとする。</mark>

(3) 飲料水の支給を受ける者

給水対象区域は、行政区域とする。対象は、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

(4) 飲料水の確保

市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、浄・配水場の配水池や受水槽等により飲料水を確保する。

水道施設の接続により近隣市やその他の水道施設等から受水が可能な場合は、それらも 活用する。

かずさ水道広域連合企業団は、確保した水が飲料水として適当か水質検査を行うほか、 消毒等を行い、水質の保全に努めるものとする。飲料水として適当ではないが、他の用途 で活用できる水がある場合は、その旨を十分周知し、飲料水と分けて確保する。

(5)給水方法

市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のとおり給水活動を行うものとする。

ア 緊急給水

初期の応急給水活動は、病院・医療機関、社会福祉施設の重要拠点への緊急給水を行

応援体制が整い次第、指定避難地等に給水拠点を拡大する。

イ 給水拠点の設定

市は、災害の規模や被害状況等及び関係機関からの情報等を考慮し、かずさ水道広域 連合企業団と十分協議の上、給水拠点を設定する。

かずさ水道広域連合企業団は、市に対し、給水拠点を設置するにあたり必要な情報(人員体制や搬送車の台数、給水可能水量等)を提供するとともに、給水拠点設定にあたっての助言等を行う。

市が設定した給水拠点以外での応急給水を要請された場合は、市とかずさ水道広域連合企業団とで十分協議の上、対応可能な箇所に給水拠点を設定する。

ウ 給水拠点への搬送

市は、かずさ水道広域連合企業団に対し、給水拠点への搬送に際し必要となる情報(給

<mark>(5)</mark>給水の量

初動期の被災者への1日1人当たりの給水量は、 最小限度3リットル程度とし、水道施 設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

◆応急給水の目標水量

区分	期間	目標給水量
第1次段階(混乱期)	災害時から3日まで	3 ℓ/人・日
第2次段階(復旧初期)	4日から7日まで	20 ℓ/人・日
第3次段階(復旧後期)	8日から14日まで	40 ℓ/人・日

(6)給水期間

給水期間は、災害発生の日から完全復旧までの期間とする。

(7)広報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所及び水質について適切な広報活動を実施する。

広報手段は、本部事務局(広報班)との連携により、市災害対策本部の広報手段(防災行政無線放送、富津市安全安心メール、市ホームページへの掲載、広報紙の発行等)を活用するほか、必要に応じて独自の広報紙を作成し、避難所等へ配布する。

(8) 補給水利の確保

担当部班は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水量、利用方法等を事前に調査しておくものとする。

◆配水池の最低貯水水量

水 道 施 設	最低貯水量 (配水池容量)	取水量
上飯野配水場(第1配水池)	4, 270 m (6, 100 m)	
上飯野配水場(第2配水池)	2, 800 m (4, 000 m)	
大坪山配水場	1, 470 m³ (2, 100 m³)	

水拠点周辺の避難所情報や市内の道路情報等)を提供する。

かずさ水道広域連合企業団は、市からの情報等を考慮し、搬送ルートや給水車の台数、 搬送回数等を的確に定め、補給基地から飲料水を必要とする給水拠点へ飲料水を搬送する。

搬送にあたっては、かずさ水道広域連合企業団の所有する給水車を最大限使用し、給水拠点では、給水タンク等を設置して注水を行う。

エ 給水拠点での給水活動

給水拠点では、市とかずさ水道広域連合企業団、その他関係機関等が協力して給水活動を行う。

給水拠点での給水は、各家庭において自ら持参した容器に注水するものとし、給水拠点に配置となった職員が給水を行う。

容器等を持参できない場合は、市とかずさ水道広域連合企業団とで用意する非常用飲料水袋等により給水を行う。

給水拠点の状況により、必要に応じて自主防災組織等に協力を依頼するなどして給水活動を行う。

オ 関係機関からの応援等への対応

周辺都市又は他の機関からの応援等が派遣されたときは、市とかずさ水道広域連合企業団が調整し、指揮する。

(6)給水の量

被災者への1日1人当たりの給水量は、 最小限度3リットル程度とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

◆給水量の基準

区分	期間	目標給水量
第1次段階(混乱期)	災害時から3日まで	3 ℓ/人・日
第2次段階(復旧初期)	4日から7日まで	20 ℓ/人・日
第3次段階(復旧後期)	8日から14日まで	40 ℓ/人・日

(7)給水期間

給水期間は、災害発生の日から完全復旧までの期間とする。

(8)広報

市は、かずさ水道広域連合企業団と協力して被災時における応急給水方法、給水拠点場 所及び水質等について適切な広報活動を実施する。

かずさ水道広域連合企業団は、市が行う広報活動に必要な情報(給水時刻や給水拠点の情報等)を収集・精査し、市へ提供するとともに、実施可能な手段で広報活動を行う。 広報手段は、本部事務局(広報班)との連携により、防災行政無線、富津市安全安心メール、市ホームページ、ツイッター・Facebook・LINE等のSNS、広報紙等により、周知を図るものとする。

(9) 補給水利の確保

市とかずさ水道広域連合企業団は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮して、補給水利 の所在、水量、利用方法等を把握しておくものとする。

◆配水池の最低貯水水量

水道施設	最低貯水量(配水池容量)	取水量
上飯野配水場(第1配水池)	4, 270 m³ (6, 100 m³)	
上飯野配水場 (第2配水池)	2, 800 m³ (4, 000 m³)	
大坪山配水場	1, 470 m (2, 100 m)	

	岩坂配水場(第1配水池)	644 m³ (920 m³)		岩坂配水場(第1配水池)	644 m³ (920 m³)]
	岩坂配水場(第2配水池)	1, 127 m³ (1, 610 m³)		岩坂配水場(第2配水池)	1, 127 m³ (1, 610 m³)		-
	竹岡第2配水場	1, 820 m³ (2, 600 m³)		竹岡第2配水場	1, 820 m³ (2, 600 m³)		-
	宝竜寺受水槽	1, 400 m (2, 000 m)		宝竜寺受水槽	1, 400 m³ (2, 000 m³)		-
	玉电寸文小相	1, 400 111 (2, 000 111)	地下水 4, 436 ㎡×50%	玉电寸又小伯	1, 400 111 (2, 000 111)	地下水 4, 436 ㎡×50%	-
			=2, 218 m ² /日			=2, 218 m ³ /日	
	<u></u> 수 計	13, 531 m³ (19, 330 m³)	2,2101117 日	수 計	13, 531 m ³ (19, 330 m ³)	2,2101117 日	-
	※ ① 最低貯水量は配水池容量	, , , , ,		※ ① 最低貯水量は配水池容量	, , , , ,	l	_
		虚断弁設置の配水池について最低原	貯水量を見込むものとす		虚断弁設置の配水池について最 ^ん	低貯水量を見込むものとす	-
	る。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	る。			
	③ 自己水源は、現在最大排	易水量の 50%とする。		③ 自己水源は、現在最大排	易水量の 50%とする。		
	(9) 救助の程度、方法及び期間等	车		(10) 救助の程度、方法及び期間	引等		
		らの救助の程度、方法及び期間等は	:、資料 5-8 によるものと		るの救助の程度、方法及び期間等 の救助の程度、方法及び期間等	は、資料 5-8 によるものと	
	する。なお、同法適用に至らな	ない場合も、これに準じて実施する	らものとする。	する。なお、同法適用に至らた	ない場合も、これに準じて実施す	⁻ るものとする。	
	(10) 家庭用水の確保			(11) 家庭用水の確保			
		は、事前に各家庭において飲料用と	して必要な程度の貯水を		は、事前に各家庭において飲料用	として必要な程度の貯水を	
	するよう防災行政無線等を活用	用して市民に通知する		するよう防災行政無線等を活用	月して市民に通知する。		
地震•津波-126	2 食料の供給(経済班)			2 食料の供給(経済班)			──── 「大規模
地及 牛派 120							半壊」「中
	(2) 炊き出しその他による食品			(2)炊き出しその他による食品の			□ 規模 半
		流失、半焼、半壊又は床上浸水等	であって、炊事のできな		流失、大規模半壊、中規模半壊	、半焼、半壊又は床上浸水	壊」の追
	い者			<mark>等</mark> であって、炊事のできなし	.\省		加
地震•津波-127	3 衣料、生活必需物資等の供給	(経済班)		3 衣料、生活必需物資等の供給	(経済班)		「大規模
	(2)支給又は貸与を受ける者			 (2)支給又は貸与を受ける者			半壊」「中
		懐、流失、半焼、半壊又は床上浸水	の被害を受けたものであ		衷、流失、大規模半壊、中規模半	.悻 坐悔 坐博▽は床上温	規模半
	って次の事項に該当する者	以,加入、一加、一级入16加工及小	の 版日 と文17 に 007 にの	水の被害を受けたものであって		级、1766、1级人166年12	壊」の追
							加
地震•津波-129	第10節 広域応援の要請及び協力	力体制の構築		第10節 広域応援の要請及び協力	力体制の構築		所掌事務
	項目	実施担当		項目	実施担	当	→ (地震・ 津波-67)
	1 行政機関の相互応援等	本部班		1 行政機関の相互応援等	本部班、 <mark>総務班</mark>		→ 上の整合
	2 消防機関相互の応援	消防本部		2 消防機関相互の応援	消防本部		│ 性
	3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、君	津富津広域下水道組合)	3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、	君津富津広域下水道組合)	_
	4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班		4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班、 <mark>総務班</mark>		
	5 民間団体等への応援要請	 全庁		5 民間団体等への応援要請	│ - 全庁		
	6 労務者の雇上げ			6 労務者の雇上げ			
	7 海外からの支援の受入れ	本部班		7 海外からの支援の受入れ	本部班、 <mark>総務班</mark>		_
	(四久)			(略)			
	(略)			\Wid /			
į.	 1 行政機関の相互応援等(本部頭	旺)		 1 行政機関の相互応援等(本部球	妊、 <mark>総務班</mark>)		
		·-·		THE STANDARD OF THE STANDARD O			1
	1 门政极为《外间五心及等《外间》						
	1 门政版例如旧立心版等(不即以						
	1 门政队队员071日至1601及夺(不同以						
	1 门政队成员071日立1601及夺(不同以						

地震•津波-130	(4) 県外自治体との	の相互応援			(4)県外自治体と(の相互応援			時点修正
	協定先	担当課	電 話	ファクシミリ	協定先	担 当 課	電 話	ファクシミリ	
	東京都足立区	災害対策課	03-3880-5837	03-3880-5607	東京都足立区	災害対策課	03-3880-5836	03-3880-5607	
	山梨県甲州市	総務課	0553-32-5041	0553-32-1818	山梨県甲州市	総務課	0553-32-5041	0553-32-1818	·
	埼玉県北本市	くらし安全課	048-594-5523	048-592-5997	埼玉県北本市	くらし安全課	048-594-5523	048-592-5997	
		·		※防災行政無線電話番号					`
地震•津波-130	2 消防機関相互の原	芯援(消防本部)			2 消防機関相互の	芯援(消防本部)			時点修正
	いと判断したとる 合において、知事 る。	きは、速やかに、知事(事に連絡がとれない場合	こ対して緊急消防援助隊 合には、直接消防庁長官	では、十分な対応がとれな の出動を要請する。この場 に対して要請するものとす <mark>災センター駐車場)等を確</mark>	いと判断したと 合において、知事 る。 <mark>また、緊急消</mark> 隊	きは、速やかに、知事に 事に連絡がとれない場が	こ対して緊急消防援助隊 合には、直接消防庁長官 <mark>たっては、受援計画で定</mark>	では、十分な対応がとれな の出動を要請する。この場 に対して要請するものとす める候補地(消防防災セン	
地震•津波-131	4 広域一時滞在の引	要請・受入れ(本部班)		4 広域一時滞在の	要請・受入れ(本部班	、 <mark>総務班</mark>)		所掌事務 との整合 性
地震•津波-133	7 海外からの支援の	の受入れ(本部班)			7 海外からの支援の	の受入れ(本部班、 <mark>総</mark>	<mark>務班</mark>)		所掌事務 との整合 性
地震•津波-134	第11節 自衛隊への	の災害派遣要請			第11節 自衛隊へ	の災害派遣要請			所掌事務
	頂	[]			I		3	 実施担当	との整合
							•		性
	2 派遣要請依頼の要				2 派遣要請依頼の要				
	3 災害派遣部隊の受				3 災害派遣部隊の受				
	4 災害派遣部隊の党 4 災害派遣部隊の撤		── 本部班		4 災害派遣部隊の第		── 本部班、 <mark>総務班</mark>		
-									
	5 災害派遣被要請部)除			5 災害派遣被要請き	1)以			
L	6 経費負担区分				6 経費負担区分				_
地震•津波-135	2 派遣要請依頼の翌	要領(本部班)			2 派遣要請依頼の	要領(本部班)			時点修正
	(1) 要請依頼経路 千葉県知 (<mark>危機管理課</mark>				(1) 要請依頼経路 千葉県知 (<mark>危機管理政</mark>)				
	(3) 派遣要請依頼	の方法			(2)派遣要請依頼の	の方法			
	アー提出(連絡)	依頼先 <mark>県防災危</mark>	機管理部危機管理課		ア・提出(連絡))依頼先 <mark>県防災危</mark>	機管理部危機管理政策認	₹	

地震•津波-135	3 災害派遣部隊の受入体制(本部班)	3 災害派遣部隊の受入体制(本部班、 <mark>総務班</mark>)	所掌事務
	(2)作業計画及び <mark>資材等</mark> の準備本部長は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するに当たっては、どのような分野(捜索、救助、救急、緊急輸送等)について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を次により作成するとともに、必要な <mark>資器材</mark> を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。ア 作業箇所及び作業内容イ 作業箇所別必要人員及び <mark>必要器材</mark> ウ 作業箇所別必要人員及び <mark>必要器材</mark> ウ 作業箇所別優先順位エ 作業に要する <mark>資材</mark> の種類別保管(調達)場所	(2)作業計画及び <mark>資機材等</mark> の準備本部長は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するに当たっては、どのような分野(捜索、救助、救急、緊急輸送等)について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を次により作成するとともに、必要な <mark>資機材</mark> を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。ア 作業箇所及び作業内容イ 作業箇所別必要人員及び必要資機材ウ 作業箇所別優先順位エ 作業に要する <mark>資機材</mark> の種類別保管(調達)場所	との整合性用語等の
地震·津波-137	6 経費負担区分(本部班) (1) 派遣部隊が救護活動を実施するため必要な <mark>資器材</mark> (自衛隊装備に係るものを除く。) 等の購入費、借上料及び修繕費	6 経費負担区分(本部班) (1) 派遣部隊が救護活動を実施するため必要な <mark>資機材</mark> (自衛隊装備に係るものを除く。) 等の購入費、借上料及び修繕費	用語等の 修正
地震·津波-144	4 遺体の捜索・処理等(消防本部、消防団、本部班、環境班) (2)遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (ア)遺体の収容 発見された遺体については、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号) の規定により、警察官の検視の後、遺族において処理できるものについては遺族に引き渡す。	4 遺体の捜索・処理等(消防本部、消防団、本部班、環境班) (2)遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (ア)遺体の収容 発見された遺体については、死体取扱規則 (平成25年国家公安委員会規則第4号) の規定により、警察官の検視の後、遺族において処理できるものについては遺族に引き渡す。	時点修正
地震•津波-145	4 遺体の捜索・処理等(消防本部、消防団、本部班、環境班) (2)遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (イ)遺体収容後の処理 b 遺体の一時保存 (略) 遺体の納棺等に必要な <mark>資器材</mark> 及び人材等については、葬祭業者等に協力を要請する。	4 遺体の捜索・処理等(消防本部、消防団、本部班、環境班) (2)遺体の捜索、収容及び処理 ウ 遺体の収容及び処理 (イ)遺体収容後の処理 b 遺体の一時保存 (略) 遺体の納棺等に必要な <mark>資機材</mark> 及び人材等については、葬祭業者等に協力を要請する。	用語等の
地震·津波-145	4 遺体の捜索・処理等(消防本部、消防団、本部班、環境班) (3)遺体の埋火葬 ウ 火葬場の所在地、名称、処理能力 富津市前久保 385 番地、富津聖苑、炉数 4 1日8 屍 8 時間 火葬場が損壊等のため使用できないとき、又は遺体が多数のため当該火葬場のみでは 火葬不能な場合は、他市町村の協力を得て行うものとする。	4 遺体の捜索・処理等(消防本部、消防団、本部班、環境班) (3)遺体の埋火葬 ウ 火葬場の所在地、名称、処理能力 木更津市大久保 843-1、きみさらず聖苑、炉数 10 【通 常 時】1日 25 件 【大規模災害】1日 75 件 火葬場が損壊等のため使用できないとき、又は遺体が多数のため当該火葬場のみでは火葬不能な場合は、他市町村の協力を得て行うものとする。	富のびらの始修津廃きず供に正配のでの始修

地震•津波-161	2 災害ボランテ	ィアの活動分野	(全庁、市民班))			2 災害ボラン	ティアの活動	b分野(全庁、市	i 民班)				用語等
	(1) 災害ボラン	ノティアの活動内	容				(1) 災害ボラン	ンティアの活	動内容					修正
	区 分一般分野	〇避難所の運営 〇炊き出し、食	営補助	主な活動内容			区分 主な活動内容 一般分野 〇避難所の運営補助 〇炊き出し、食料等の配布							
		○救援物資や ○高齢者や <mark>障</mark> ○被災地の清掃 ○避難所や仮認	後援品の仕分け、 <mark>書者等要配慮者</mark> の 骨、がれきの片つ 设住宅における生 也における軽作業)支援 うけなど ∈活支援(心理ī	面での支援を含	たむ。)		〇救援物 〇高齢者 〇被災地 〇避難所	で、設行等の記 資 資 で で で で で で で で で で で で で で で で で	分け、輸送 <mark>配慮者</mark> の支援 の片づけなど ける生活支援	(心理面での	の支援を含む。	,)	
地震•津波-162	◆県担当部局によ	る登録先等					◆県担当部局に。	よる登録先等	<u> </u>					時点修
	活動分野		個 人・団		県受	付窓口	活動分	野		・団体		県受付窓		
	通信、情報連絡	(社) 県支護	日本アマチュア 部	無線連盟千葉	防災危機管理	部危機管理課	通信、情報連絡		(社)日本アマチ 県支部	・ュア無線連盟	盟千葉 <mark>防災</mark> 策認	炎危機管理部 果	危機管理政	
地震•津波-166	◆被災者生活再建						◆被災者生活再發							時点修
	対象となる自然 災害	5 上記③又は④ 万人未満)で 世帯以上の住6 上記③又は④ 害により5世 未満。ただし	位宅全壊被害がの住宅全壊被害がの住宅全壊被害がの日でを含む都道口 10 万人未都道に規定で③に規定のは現定が全壊するをでは、第2上の住宅が、人口5万人未	が発生した市町村が発生した市町村が発生した都道府県で、5世帯で限る。)府県に隣接するまが発生した事が発生したまが発生のとまが名はまがる	対 府県 詩以上の住宅全 が 都道府県内ので こした市町村に で が が で が で で で で で で で で で で で で で	壊被害が発生し 市町村 (人口 10 隣接し、かつ 5 て、その自然災 村 (人口 10 万人	対象となる自然 災害	た市町 ② 10 世帯 ③ 100 世標 ④ ①又は たた記③ 方一十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	以上の住宅全壊を 帯以上の住宅全壊を ②の市町村を含む 村(人口 10 万人に 又は④に規定する 満)で、①~③に 上の住宅が全壊する りち世帯以上の住 ただし、人口ちた	被害が発生した。 被害が発見を発見を表現を表現では、 大きのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	た市町村 た市町村府県 5世帯以上 養接が発生市る とし上 と は と は と は と は と は と は と は と は と は と	の住宅全壊被 府県内の市町 市町村に隣接 合において、 した市町村()	対害が発生し 対(人口 10 をし、かつ 5 その自然災 人口 10 万人	
	対象となる被災世帯(上記自然災害により)	① 住宅が「全壊 ② 住宅が半壊、 た世帯 ③ 災害による危いる世帯 ④ 住宅が半壊 半壊世帯)	又は住宅の敷地 険な状態が継続	し、住宅に居住	E不能な状態が	長期間継続して	対象となる被災世帯(上記自然 災害により)	② 住宅がた世帯③ 災害にいる世④ 住宅が壊世帯⑤ 住宅が	よる危険な状態が 帯 半壊し、大規模が)敷地に被害が が継続し、住宅 な補修を行われ	宅に居住不能 なければ居住	とな状態が長期 とが困難な世帯	間継続して	
	支給限度額	つの支援金の合	計額となる。 人数が1人の場 程度に応じて支約	合は各該当欄の	の金額の 3/4 <i>0</i>	とし、以下の2	支給限度額	つの支援会	は、住宅の被害程 をの合計額となる 世帯人数が 1 人 被害程度に応じ 程度 全壊	。 、 、の場合は各詞	該当欄の金額	額の 3/4 の額		
		支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円		支給額		100 万円	100 万円	50 万円		╢
				/7 🖂	/7 🖂	/ /		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1 100 / // /	1 100 111			111

		② 住宅の再建方法	に応じて支給す	る支援金(加	算支援金)			住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
		住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)		全壊					
		支給額	200 万円	100 万円	50 万円		解体 長期避難	支給額	200 万円	100 万円	50 万円	
			『借した後、自ら』 『計で 200 (又は		建設・購入(又は補修)す		大規模半壊					
			市社会福祉課・天	羽行政センタ	_		中規模半壊	支給額	100 万円	50 万円	<mark>25 万円</mark>	
	支給申請手続き	② 申請時の添付書	面 災証明書、住民票	笙							・購入(又は補修)す	
		加算支援金・契						t、合計で 200 () <mark>は 50) 万円)</mark>	又は 100) 万円	一(中規模)	⊭壊の場合は、合計で	
						支給申請手続き	① 申請窓口 ② 申請時の添付 基礎支援金		果・天羽行政セ	:ンター		
							加算支援金	·契約書(住宅0	の購入、賃借等	等)等		
地震•津波-181	3 避難対策等					3 避難対策等						用語等の
	(2) 津波避難類	意識の普及・啓発				 (2)津波避難意	意識の普及・啓発	<u>ķ</u>				修正
					ように <mark>津波・高潮ハザード</mark>						防災ハザードマップ	
		所、津波浸水想定区域 座等の開催を通じ、消			標識(示)板等の掲出に努		ឱ浸水想定区域、 崔を通じ、津波に				等の掲出に努め、出前	
	Ø)、 正 削 講 性	E寺の開催を通し、A	⊭放1⊂関9 る思調	(の)高物に分の	ି ବ	調座寺の開作	Eを 进し、 洋液に	- 関 9 る息諏の高	ああに分のる。			
地震•津波-182	7 市が管理又は	は運営する施設に関す	する対策			7 市が管理又は	は運営する施設に	関する対策				用語等の
	(1)不特定多数	数の者が出入りする旅	 色設			(1)不特定多数	枚の者が出入りす	る施設				修正
		こ共通する事項					共通する事項					
		警報等の来場者等へ <i>0</i>					警報等の来場者等					
				・高潮ハザー	<mark>ドマップ等</mark> を確認するとと			、市の作成する	防災ハザート	マップ等を	を確認するとともに、	
	もに、次	マの事項に留意する。				次の事項	『に留意する。					

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

ページ	変更前	変更後	変更理由
東海地震-16	1 伝達系統及び伝達手段 県防災危機管理部 危機管理課	1 伝達系統及び伝達手段 県防災危機管理部 <mark>危機管理政策課</mark>	時点修正
東海地震-17	2 伝達体制	2 伝達体制	時点修正
東海地震-20	第4節 混乱防止の措置 機 関名 内容 防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部<mark>危機管理課</mark>及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項 	機関名 内容 「防災安全課は、市各部局及び各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部 <mark>危機管理政策課</mark> 及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項	時点修正
東海地震-23	(警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段) 防災危機管理部 危機管理課	(警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段) 防災危機管理部 <mark>危機管理政策課</mark>	時点修正
東海地震-40	 1 警戒宣言時の措置 (1) <mark>避難勧告、指示</mark> 市長は、必要に応じて各関係機関と協力し、防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール(エリアメール)、広報車等により速やかに<mark>避難勧告又は指示</mark>を行う。 	1 警戒宣言時の措置 (1) <mark>避難指示</mark> 市長は、必要に応じて各関係機関と協力し、防災行政無線、富津市安全安心メール、緊 急速報メール(エリアメール)、広報車等により速やかに <mark>避難指示</mark> を行う。	災害対策 基本正に伴 う用語等 の修正
東海地震-40	 2 事前の措置 (3) <mark>避難勧告、指示体制の確立</mark>	2 事前の措置 (3) <mark>避難指示体制の確立</mark> 防災行政無線、富津市安全安心メール、緊急速報メール(エリアメール)、広報車等による <mark>避難指示体制</mark> を確立しておく。	災害対策 基本正に伴 う用語 の修正

第1節 市民	他のとるべき措置	第1節 市民のとるべき措置					
区分	とるべき措置	区分	とるべき措置	│修正] 			
	(略)		(略)				
 	(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。	 	(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。				
半 時	イ 食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、 <mark>乾メン</mark> 、インスタント食品、 漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等)と日頃の買い置きなどを合わせて 「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。	 	イ 食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、 <mark>乾麺</mark> 、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等)と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。				
発令されて	(12)幼児、 <mark>児童生徒</mark> 、高齢者、病者の安全を確認する。	発令されて	(12)幼児、 <mark>児童、生徒</mark> 、高齢者、病者の安全を確認する。				
	区 分 平 一 警戒令さ地震 から地震発	(略) (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 イ 食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、 <mark>乾メン</mark> 、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等)と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 (略) 警戒宣言が発令されている場合されているりでは、高齢者、病者の安全を確認する。ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。イ 幼児、児童生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打	区 分 と る べ き 措 置 区 分 (略) (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 イ 食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、乾メン、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等)と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 (略) 警戒宣言が発令されていら地震発生症、高齢者、病者の安全を確認する。ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。イ 幼児、児童生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。イ 幼児、児童生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。イ 幼児、児童生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。イ 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打生まで	区分 とるべき措置 (略) ((5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 イ食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、変え)、インスタント食品、漬漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等)と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 イ食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、変え、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等)と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 (略) ((略) (略) ((略) (略) ((な) 月産生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 から地震発生まで ((な) 切児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 から地震発生まで ((な) 切児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 から地震発生まで イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打きまで イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打きまで			

第2編 風水害編

ページ	変更前	変更後	変更理由
風水害-2	3 災害記録	3 災害記録	過去の災
	(3) 昭和 46 年 9 月 (台風 25 号) 台風25号により本県中部は大被害を受け、八日市場、旭、銚子、勝浦の各市及び大原、 飯岡、成東、小見川、干潟、野栄、海上、光、御宿の各町が災害救助法の <mark>適応</mark> を受けた。 本市においても農地、道路、河川、港湾その他に被害が生じた。		害記録の 追加 時点修正
	(4) 昭和 47 年 9 月(台風 20 号) 9月15日から16日にかけて台風20号の接近に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部 <mark>破損</mark> 2 棟、床下浸水27棟、田畑の冠水80ヘクタール、道路の決壊73か所、がけ崩れ5か所等の被害があった。		- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(5) 昭和49年7月(台風8号) 7月8日台風8号に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部 <mark>破損</mark> 2棟、床上浸水13 棟、床下浸水492棟、田畑の冠水110ヘクタール、道路の決壊42か所、がけ崩れ9か所等の 被害があった。	· I · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
風水害−3	(6) 昭和 53 年 6 月 (梅雨前線豪雨) 6 月23日から24日にわたる梅雨前線による豪雨は、 <mark>当市</mark> にも被害をもたらし、道路の決 壊11か所、農業用施設 4 か所の被害があった。	(6) 昭和 53 年 6 月 (梅雨前線豪雨) 6 月23日から24日にわたる梅雨前線による豪雨は、本市にも被害をもたらし、道路の決壊11か所、農業用施設 4 か所の被害があった。	
	(7) 昭和54年3月(大雨強風) 3月30日から31日にわたる雨による被害は、道路の決壊2か所にとどまったが強風による建物被害が発生し、 <mark>当市</mark> において住家の一部 <mark>破損</mark> 6棟、学校等公共建物の一部 <mark>破損</mark> 9棟の被害があった。		
	(8) 昭和54年4月(豪雨) 4月8日の大雨は <mark>当市</mark> においても多大な被害をもたらし、床上浸水2棟、床下浸水57 棟のほか道路の決壊6か所、学校施設6か所に被害を受けた。	(8) 昭和54年4月(豪雨) 4月8日の大雨は <mark>本市</mark> においても多大な被害をもたらし、床上浸水2棟、床下浸水57 棟のほか道路の決壊6か所、学校施設6か所に被害を受けた。	
	(9) 昭和 54 年 10 月(台風 18 号) 10月7日台風18号による <mark>当市</mark> の被害は床下浸水 1 棟、道路の決壊 4 か所、河川決壊 3 か 所であった。	(9) 昭和54年10月(台風18号) 10月7日台風18号による本市の被害は床下浸水1棟、道路の決壊4か所、河川決壊3か 所であった。	
	(10) 昭和54年10月(台風20号) 10月19日台風20号による風水害被害は、市内全域に及び重傷者1人、軽傷者6人、住家の半壊3棟、住家の一部 <mark>破損</mark> 146棟、床下浸水4棟、学校施設17か所、その他公共建物等非住家の一部 <mark>破損</mark> 129棟、道路の決壊24か所、河川の決壊3か所、がけ崩れ3か所、船舶被害2隻、通信施設被害32回線、清掃施設1か所、農地農業用施設3か所、その他農産物被害6,500万円等の被害があった。	の半壊3棟、住家の一部 <mark>損壊</mark> 146棟、床下浸水4棟、学校施設17か所、その他公共建物等 非住家の一部 <mark>損壊</mark> 129棟、道路の決壊24か所、河川の決壊3か所、がけ崩れ3か所、船舶	
	(11) 昭和 55 年 8 月(大雨) 8 月 2 日から 3 日にわたる大雨により、 <mark>当市</mark> においても住家の一部 <mark>破損</mark> 1 棟、道路の決 壊23か所、河川の決壊 2 か所、がけ崩れ 2 か所の被害があった。	 (11) 昭和55年8月(大雨) 8月2日から3日にわたる大雨により、本市においても住家の一部損壊1棟、道路の決壊23か所、河川の決壊2か所、がけ崩れ2か所の被害があった。 	

(12) 昭和 56 年 8 月 (台風 15 号)

8月23日台風15号は<mark>当市</mark>において土木施設をはじめ、農産物にも多大な被害をもたらし、水稲の倒伏390ヘクタール、同冠水65ヘクタール、畑作物の倒伏30ヘクタール、同冠水4ヘクタール、道路の決壊15か所、河川の決壊3か所、港湾漁港施設4か所、学校施設1か所に被害を受けた。

風水害-4

(20) 平成元年8月(雷を伴った大雨)

7月31日18時から8月1日24時頃まで約30時間にわたり、千葉県南部を中心に雷を伴った大雨があり、最大時には、時間雨量62ミリメートルに達し、降り始めから8月1日24時までに459ミリメートルの豪雨を記録した。このため本市南部を中心にがけ崩れの発生や河川の氾濫により、死者1人、負傷者6人、住家の全壊11棟、半壊8棟、一部<mark>破損</mark>37棟、床上浸水159棟、床下浸水259棟、田畑の埋没冠水739.9へクタール、道路の決壊368か所、がけ崩れ519か所、その他橋りょう、農業用施設等に大きな被害をもたらし、その被害総額は6,092,411千円に及んだ。

(22) 平成2年12月(音巻)

12月11日午後から夜にかけて発生した低気圧が関東北部を通過し、県内において局地的に竜巻や雷雨、ヒョウが降るなど茂原市では大きな被害が発生した。当市では、田倉地区において発生した竜巻により、建物が倒壊し負傷者1人、住家の半壊2棟、非住家の全半壊5棟の被害が発生した。

風水害-5

(29) 平成 13 年 9 月(台風 15 号)

9月10日から11日にかけて接近した台風15号の影響により、強風にあおられ転倒し軽傷 を負った者1人、暴風による住家の一部<mark>破損</mark>10棟の被害が生じた。

(30) 平成 14 年 10 月 (台風 21 号)

10月1日夕刻から夜遅くにかけて接近した台風21号の影響により、屋根の修理中に軽傷を負った者1人、暴風のため、被災者所有の鉄塔が屋根に倒れたことによる住家の半壊1棟、住家の一部<mark>破損</mark>1棟、大雨の影響による床下浸水1棟の被害が生じた。

(32) 平成 16 年 10 月 (台風 22 号と秋雨前線による大雨)

10月9日の未明から10日にかけ、台風22号の接近と秋雨前線により強風を伴った大雨があり、総雨量217ミリメートル、時間最大雨量31.5ミリメートル(9日0時~1時)を記録した。このため、強風により転倒した重傷者1人、住家の一部破損9棟、床上浸水1棟の被害が生じ、6地区11世帯33人が自主避難をした。

風水害-6

(36) 平成 23 年 9 月 (台風 15 号)

非常に強い勢力の台風15号が日本列島を北上した影響により、本市では住家一部<mark>破損</mark>が 5棟、道路被害・冠水各1か所の被害が発生、最大雨量208ミリメートルを記録し、自主 避難所を5か所開設し25人が避難した。

(38) 平成 25 年 10 月 (台風 26 号)

10月16日未明から<mark>当市</mark>に接近した台風26号により、連続雨量441ミリメートル、時間最大雨量64ミリメートル、最大風速20メートルを記録した。このため、床上浸水20棟、床下浸水43棟、住家一部損壊34棟をはじめ、市内各所において道路の決壊、がけ崩れ、水産業

(12) 昭和56年8月(台風15号)

8月23日台風15号は本市において土木施設をはじめ、農産物にも多大な被害をもたらし、水稲の倒伏390ヘクタール、同冠水65ヘクタール、畑作物の倒伏30ヘクタール、同冠水4ヘクタール、道路の決壊15か所、河川の決壊3か所、港湾漁港施設4か所、学校施設1か所に被害を受けた。

(20) 平成元年8月 (雷を伴った大雨)

7月31日18時から8月1日24時頃まで約30時間にわたり、千葉県南部を中心に雷を伴った大雨があり、最大時には、時間雨量62ミリメートルに達し、降り始めから8月1日24時までに459ミリメートルの豪雨を記録した。このため本市南部を中心にがけ崩れの発生や河川の氾濫により、死者1人、負傷者6人、住家の全壊11棟、半壊8棟、一部損壊37棟、床上浸水159棟、床下浸水259棟、田畑の埋没冠水739.9へクタール、道路の決壊368か所、がけ崩れ519か所、その他橋りょう、農業用施設等に大きな被害をもたらし、その被害総額は6.092.411千円に及んだ。

(22) 平成2年12月(竜巻)

12月11日午後から夜にかけて発達した低気圧が関東北部を通過し、県内において局地的に竜巻や雷雨、ヒョウが降るなど茂原市では大きな被害が発生した。本市では、田倉地区において発生した竜巻により、建物が倒壊し負傷者1人、住家の半壊2棟、非住家の全半壊5棟の被害が発生した。

(29) 平成 13 年 9 月 (台風 15 号)

9月10日から11日にかけて接近した台風15号の影響により、強風にあおられ転倒し軽傷を負った者1人、暴風による住家の一部損壊10棟の被害が生じた。

(30) 平成 14 年 10 月 (台風 21 号)

10月1日夕刻から夜遅くにかけて接近した台風21号の影響により、屋根の修理中に軽傷を負った者1人、暴風のため、被災者所有の鉄塔が屋根に倒れたことによる住家の半壊1棟、住家の一部損壊1棟、大雨の影響による床下浸水1棟の被害が生じた。

(32) 平成 16 年 10 月 (台風 22 号と秋雨前線による大雨)

10月9日の未明から10日にかけ、台風22号の接近と秋雨前線により強風を伴った大雨があり、総雨量217ミリメートル、時間最大雨量31.5ミリメートル(9日0時~1時)を記録した。このため、強風により転倒した重傷者1人、住家の一部損壊9棟、床上浸水1棟の被害が生じ、6地区11世帯33人が自主避難をした。

(36) 平成 23 年 9 月 (台風 15 号)

非常に強い勢力の台風15号が日本列島を北上した影響により、本市では住家一部<mark>損壊</mark>が 5棟、道路被害・冠水各1か所の被害が発生、最大雨量208ミリメートルを記録し、自主 避難所を5か所開設し25人が避難した。

(38) 平成 25 年 10 月 (台風 26 号)

10月16日未明から本市に接近した台風26号により、連続雨量441ミリメートル、時間最大雨量64ミリメートル、最大風速20メートルを記録した。このため、床上浸水20棟、床下浸水43棟、住家一部損壊34棟をはじめ、市内各所において道路の決壊、がけ崩

	関連施設、農業用施設等に大きな被害をもたらした。	れ、水産業れ、水産業関連施設、農業用施設等に大きな被害をもたらした。	
		(39) 平成 29 年 10 月 (台風 21 号) 10 月 22 日未明から朝にかけて本州を通過した台風 21 号の影響により強風を伴った大雨があり、住家全壊 1 棟、道路等の倒木・土砂災害 13 件、停電 最大 2,500 軒、断水 92 戸の被害が発生したほか、高潮による被害として、金谷地区などで床上浸水 3 棟、床下浸水 2 棟、大型商業施設の損壊、数隻の漁船が転覆・打ち揚げられるなど大きな被害が発生した。	
	(39) 令和元年9月(令和元年房総半島台風)	(40) 令和元年 9 月(令和元年房総半島台風)	
	(40) <mark>令和元年 10 月(令和元年東日本台風)</mark>	(41) 令和元年 10 月(令和元年東日本台風)	
	(41) <mark>令和元年 10 月(大雨)</mark>	(42) 令和元年 10 月 (大雨)	
		(43) 令和3年11月(突風) 11月9日の午後2時ごろ、大雨警報発令中の富津地区に最大風速推定35mの突風(竜巻の可能性が高い)が発生し、その影響により、住家40件、非住家20件、その他11件の被害が発生した。	
風水害-7	1 浸水想定区域 水位周知河川である小糸川と湊川では、浸水想定区域が指定されている。 小糸川の浸水想定区域は、指定時点の小糸川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(小糸川流域の24時間総雨量660.4mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、二間塚の一部で最大で3.0~5.0 m未満浸水すると予想されている。 湊川の浸水想定区域は、東郷橋より下流の広い範囲で想定されており、指定時点の湊川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(湊川流域の24時間総雨量667.1mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、湊川沿いの低地が最大で5.0~10.0m未満浸水すると予想されている。	1 浸水想定区域 (1) 河川の洪水浸水想定区域 水位周知河川である小糸川と湊川では、浸水想定区域が指定されている。 小糸川の浸水想定区域は、指定時点の小糸川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(小糸川流域の24時間総雨量660.4mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、二間塚の一部で最大で3.0~5.0 m未満浸水すると予想されている。 湊川の浸水想定区域は、東郷橋より下流の広い範囲で想定されており、指定時点の湊川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(湊川流域の24時間総雨量667.1mm)に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、湊川沿いの低地が最大で5.0~10.0m未満浸水すると予想されている。 また、令和3年7月に改正された水防法に基づき、令和4年3月に小規模河川(岩瀬川、小久保川、染川、北上川、白狐川、金谷川)においても浸水想定区域が指定され、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により氾濫した場合に一部の川沿いの地域で、白狐川では最大で0.5~3.0m、小久保川、北上川、金谷川では最大で3.0~5.0m、岩瀬川、染川では最大で5.0~10.0m未満浸水すると予想されている。 (2) 高潮浸水想定区域 令和3年7月の水防法改正により、令和4年6月に東京湾沿岸の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域が指定された。高潮による被害としては、市内沿岸部のほか市街地においても1.0m~3.0m未満の浸水が予想されている。	2-6 施設 の追加
風水害-7	2 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域	2 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域	時点修正
	(略) その他、これらの危険箇所を基礎資料として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域の指定に係る調査が進められており、令和2年9月現在、急傾斜地の崩壊、	(略) その他、これらの危険箇所を基礎資料として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域の指定に係る調査が進められており、 <mark>急傾斜地の崩壊、土石流について743</mark>	

	に 指定され	にている。	告警戒区域(うち221か所に土砂災害特別警戒区域がある 指定予定区域がある(令和3年5月末までに指定予定)		少災害警戒区域(うち70	02か所に土砂災害特別警戒区域がある。)に指定されている。			
風水害-8	3 防災広報の充実(全庁) (1) 広報内容 ア 災害時の心得 (7) <mark>避難勧告等</mark> の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係での意味と内容の説明				3 防災広報の充実(全庁) (1) 広報内容 ア 災害時の心得 性 (7) <mark>避難指示等</mark> の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性 の意味と内容の説明				
風水害-11	(3)避難等		等からの情報提供・助言を含む。)及び情報の受伝達	(3)避難等		県等からの情報提供・助言を含む。)及び情報の受伝達	災害対策 基本法の 改正に伴 う用語等 の修正		
風水害-13	◆降雨によ	り床上、床下浸水の被	害が予想される区域	◆降雨に	より床上、床下浸水のネ	被害が予想される区域	時点修正		
	地区別	発生原因	区 域	地区別	発生原因	区域			
	富津地区	低地その他によるもの		二 富津地区	河川によるもの	【小糸川流域】 大堀、青木、二間塚、上飯野、下飯野			
	大佐和地区	河川によるもの	【岩瀬川流域】 西大和田(青柳自動車付近) 【染川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫 【湊川流域】	大佐和地区	河川によるもの	【岩瀬川流域】 岩瀬、西大和田、絹、中、八田沼 【小久保川流域】 小久保			
	天羽地区	河川によるもの	湊(下町、仲町、上町) 売津、相川(一川橋付近) 花輪(丹後橋付近) 数馬、更和、望井、台原(長台橋付近) 六野、大森(第11分団第1部機庫付近) 関尻、上後(環橋付近) 【白狐川流域】 竹岡(森戸) 【金谷川流域】	天羽地区	河川によるもの	【染川及び北上川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫、 <mark>鶴岡</mark> 【湊川流域】 <mark>湊、売津、相川、花輪、数馬、更和、望井、台原、六野、大森、関尻、上後</mark> 【白狐川流域】 竹岡 【金谷川流域】			
		低地その他によるもの	金谷(久保、荒戸、岡台、仲台) 湊(長浜、富士見町)、加藤、萩生 金谷(仲町、新町)						

風水害-17	3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (総務部、建設経済部、消防本部、消防団) (2)	3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(総務部、建設経済部、消防本部、消防団) (3) 避難指示等 の発令体制の整備 市は、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報(土砂災害)の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、災害発生情報、避難指示、高齢者等避難を発令する。 このため、次のとおり、避難指示等の発令体制の整備に努める。 ア 土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、警戒区域ごとの情報伝達、避難等に関する事項を「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)」に定め、当該警戒区域周辺の市民に周知する。特に高齢者等避難は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。また、必要に応じて気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、窓班避難体制を強に必必要な助言等を求める。 イ 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等。を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。ウ 避難指示の発令の際には、指定避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示のそ今の際には、指定避難所を開きしていることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等のもものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。 (3) 要配慮者利用施設における土砂災害防止対策に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。 (4) 警戒避難・教護等限分策に関する体制の整備オ自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。	う修正
風水害-18	3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(総務部、建設経済部、消防本部、消防団) (4) 警戒避難・救護等緊急対策に関する体制の整備 エ 要配慮者施設(資料 2-4)	3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(総務部、建設経済部、消防本部、消防団) (5) 警戒避難・救護等緊急対策に関する体制の整備 エ 要配慮者利用施設(資料 2-6)	資料番号 の修正
風水害-22	1 道路雪害防止対策(建設経済部) 本市においては年間積雪量が少ないため特別な施設整備事業は行わないが、市は、降雪や 水結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や 転倒を防止する。	1 道路雪害防止対策(建設経済部) 本市においては年間積雪量が少ないため特別な施設整備事業は行わないが、市は、降雪や 凍結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や 転倒を防止する。	用語等の 修正

配備	配備基準	配備内容	配備する課等	配備	配備基準	配備内容	配備する課等
第1配備 (情報収集体制) -	①富津市に次の注意報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 高潮注意報 (3) 洪水注意報 (4) 強風注意報 (5) 竜巻注意情報(確度 1) ②自主避難所を開設するとき。	係部署と連携し 情報収集を行う。	防災安全課	第1配備(情報収集体制)	①富津市に次の注意報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)強風注意報 (6)風雪注意報 (7) 竜巻注意情報(確度1)	状況に応じ、関 係部署と連携し 情報収集を行う。	防災安全課
		主避難所の開設を行う。	報課、避難所担当職員、開設避難所所管課		②自主避難所を開設するとき。	上記に加え、自 主避難所の開設 を行う。	防災安全課、秘書 報課、避難所担当 員
第2配備 (注意体制)	①富津市に次の警報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)洪水警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報 (6)竜巻注意情報 (確度2)	を強化し、事態の 推移に伴い速や かに災害応急活 動が円滑に行い 得る体制とする。	防災安全課、総務 課、秘書広報課、資 産経営課、建設課、 農林水産課、消防総 務課	第2配備 (注意体制)	①富津市に次の警報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1) 大雨警報 (2) 高潮警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風警報 (6) <mark>暴風雪警報</mark> (7) 竜巻注意情報 (確度 2)	情報収集体制 を強化し、事態の 推移に伴い速や かに災害応急活 動が円滑に行い 得る体制とする。	総務課、防災安全課、秘書広報課、 財契約検査課、企 課、政策推進課、 設課、農林水産課 消防総務課
ФОТ ,	②(自主)避難所を開設するとき	を開設できる体制とし、その要員は、 <mark>避難所所管課</mark> であらかじめ定める。	担当職員、開設避難所所管課		②水防配備の水防注意体制をとるとき。 3 (自主)避難所を開設するとき。	(自主)避難所 を開設できる体 制とし、その要員 は、 <mark>各部局</mark> であら	上記に加え、避難担当職員
第3配備(警戒体制)	①次のいずれかに該当し、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき。 (1) 水防体制指標の3時間先までの推薦レベル4が予想されたとき。 (2) 河川水位が氾濫注意水位を超えたとき。 (3) 局地的な浸水等の被害が発生したとき。	化し、事態の推移 に伴い速やかに 災害対策本部を 設置できる体制 とする。	庁議構成員、防災安 全課、総務課、秘書 広報課、資産経営 課、建設課、農林水 産課、消防総務課、 各部の連絡員	第3配備(警戒体制)	①次のいずれかに該当し、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき。 (1) 富津市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (2) 富津市に記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。 (3) 湊川、小糸川に氾濫危険情報	かじめ定める。 注意体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに 災害対策本部を 設置できる体制 とする。	庁議構成員、総務 課、防災安全課、 書広報課、 <mark>管財契 検査課、企画課、 策推進課、</mark> 資産経 課、建設課、農林 産課、消防総務 各部の連絡員
※配備の特例措	② 避難所を開設するとき。	避難所を開設 できる体制とし、 その要員は、 <mark>避難</mark> <mark>所所管課</mark> であら かじめ定める。	上記に加え、避難所 担当職員、開設避難 所所管課		が発表されたとき、又は氾濫 危険水位を超えたとき。 (4) 水防配備の水防警戒体制をと るとき。 (5) 局地的な浸水等の被害が発生 したとき。		
1 配備体制 ることがで 2 その他、	を強化する必要があると市長が認				②避難所を開設するとき。	避難所を開設 できる体制とし、 その要員は、 <mark>各部</mark> 局であらかじめ 定める。	上記に加え、避難 担当職員

					2 7	とができる。 ·の他、各部局の基準と判断で必要な災 務局には、連絡のみ行う。	災害対応業務を実施する。	0				
售−33		対策本部設置後の配備				(2) 災害対策本部設置後の配備						
	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配 備 基 準	配備内容	配備を要する課等				
	第4配備	②湊川、小糸川に氾濫警戒情報が発	所掌の災害応急対策 活動が円滑に行い得る 体制とし、その要員は、 所掌業務等を勘案して あらかじめ各部長又は 班長が定める。	すべての部長及び 班長、又は班長が必 要とする職員(おお		①富津市に土砂災害警戒情報が発表され記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。 【自動配備】②市域の複数箇所で局地的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。	活動が円滑に行い得る 体制とし、その要員は、 所掌業務等を勘案して あらかじめ各部長又は 班長が定める。	すべての部長及び 班長、又は班長が必 要とする職員(おお				
		数が警報相当基準IIに到達し、市長が必要と認めたとき。 ④市域の複数箇所で局地的災害が発生した場合、又は大規模な災害が派生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。				内全域にわたり大規模な災害 <mark>が</mark> 発生 するおそれがある場合等で、市長が 必要と認めたとき。	対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ 各部長又は班長が定める。	部長、又は班長が必要とする職員(おおむね3分の2)				
	第5配備	内全域にわたり大規模な災害発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。 ②湊川、小糸川に氾濫危険情報が発表されたとき、又は氾濫危険水位を超えたとき。 ③湊川、染川、小久保川、岩瀬川、	対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定め	第4配備に加え、 部長、又は班長が必 要とする職員(おお むね3分の2)	第6配備	 (1)大雨特別警報(2)高潮特別警報 (3)大雪特別警報(4)暴風特別警報 (5)暴風雪特別警報 ②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 	すべてを挙げて対処する体制とし、その所要 人員は各所属職員全員 とする。	全職員				
		志駒川のいずれかが流域雨量指数が警報相当基準皿に到達し、市長が必要と認めたとき。										
	第6配備	(1) 大雨特別警報 (2) 洪水特別警報	すべてを挙げて対処する体制とし、その所要 人員は各所属職員全員 とする。	全職員	られる	ときは、本部事務局長と協議の上、本部構を解くことができる。						
	ことが 2 部長 られる	特例措置 体制を強化する必要があると本部長が できる。 は、災害の様態等により、その所掌する ときは、本部事務局長と協議の上、本音 備を解くことができる。	る災害応急対策を講ずる	上で支障がないと認め								

風水害-35	<吉-35 2 気象情報等の収集・伝達(本部班、情報班、消防本部、消防団)							気象情報等	等の収集・危	云達(本部班、情報 現		、消防団)	災害対策			
	(1)) 気象	主意報・警報	等の発表			(1)	気象注	意報・警報	等の発表			基本法の改正に伴			
			レベル				ア警戒レベル									
		避難	<mark>勧告等</mark> の発令	基準に活用する防災 なる5段階の警戒レ		いて、市民の自発的な避難判断等 「提供される。										
風水害-36	◆ 特	持別警報	・警報・注意	報の種類と概要			◆特	別警報・	警報・注意	報の種類と概要			用語等の			
		種	類		楒	【 要		種	類		相	既要	修正			
	警報	警報災害が発生するお対象となる重大な対象となる重大なや決壊			での降雨や融雪等により河川が増水し、重大なおそれがあると予想されたときに発表される。 な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷 大な災害があげられる。 誰が必要とされる警戒レベル3に相当する。		警報		洪水警報	災害が発生する 対象となる重大 や決壊 <mark>があげら</mark>	おそれがある な災害として <mark>れる。</mark>	雪等により河川が増水し、重大なと予想されたときに発表される。 、河川の増水や氾濫、堤防の損傷 れる警戒レベル3に相当する。				
風水害-38	▲塾	◆警報・注意報発表基準一覧表							8発表基準-				時点修正			
黑水白 00	▼ 高·	+以 /工,运	· 拟元 及 坐 平	克孜		(令和2年8月6日現在) 発表官署 銚子地方気象台	▼ ឝ 1	· 八工心 +	·似无 汉	克 · X		(令和5年6月8日現在) 発表官署 銚子地方気象台	时派修正			
			府県予報区		千葉県				府県予報区		千葉県					
	[富津市	一次細分区域		南部			津市	一次細分区均		南部					
		1	市町村等をす		君津					まとめた地域	君津					
		大雨	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	20 128			大雨 -	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準土壌雨量指数基準	20 118					
		洪水		流域雨量指数基準	湊川流域=26	3.9, 志駒川流域=12.8, 6, 岩瀬川流域=7.7, 或=6.4, 金谷川流域=7.4			(工物火音)	流域雨量指数基準	湊川流域=2	6.9, 志駒川流域=12.8, .6, 岩瀬川流域=7.7, 域=6.4, <mark>金谷川流域=7.3</mark>				
				複合基準**	湊川流域=(8, <mark>22.4</mark>), 染川流域= (8, 7.7), = (8, 6.9), 金谷川流域= (8, <mark>6.6</mark>)		洪	水	複合基準*	湊川流域=	(8, <mark>24.2</mark>), 染川流域= (8, 7.7), = (8, 6.9), 金谷川流域= (8, <mark>6.5</mark>)				
	警報	暴					指定河川洪水予報 による基準	_		警報			指定河川洪水予報 による基準	_		
			風	平均風速	陸上 海上	20m/s 25m/s		暴	風	平均風速	海上	20m/s 25m/s				
		暴	. 風 雪	平均風速	海上	20m/s 雪を伴う 25m/s 雪を伴う		暴	風 雪	平均風速	海上	20m/s雪を伴う25m/s雪を伴う				
		大		降雪の深さ		の深さ 10cm		大	雪	降雪の深さ		fの深さ 10cm				
		波高		有義波高 潮位	3.0m 1.8m			<u>波</u> 高	浪 潮	有義波高 潮位	3.0m 1.8m					
		间	例	表面雨量指数基準	1.8m			同	- 例	表面雨量指数基準	1.8m 10					
		十	雨	土壌雨量指数基準	96			大	雨	土壌雨量指数基準	87					
				流域雨量指数基準	湊川流域=21 染川流域=6.	1.5, 志駒川流域=10.2, 8, 岩瀬川流域=6.1, 或=5.1, 金谷川流域= <mark>5.9</mark>				流域雨量指数基準	湊川流域=2 染川流域=6	1.5,志駒川流域=10.2, .8,岩瀬川流域=6.1, 域=5.1,金谷川流域= <mark>5.8</mark>				
	注意報	洪	水	複合基準*		(5, <mark>19.9</mark>),志駒川流域= (5, <mark>10</mark>), (8, 5.4),岩瀬川流域= (5, 6.1), = (5, <mark>5.9</mark>)	 注 意 報	洪	水	複合基準*		(5, <mark>21.5</mark>),志駒川流域= (5, <mark>10.2</mark>), (8, 5.4),岩瀬川流域= (5, 6.1), = (5, <mark>5.8</mark>)				
				指定河川洪水予報 による基準	_					指定河川洪水予報 による基準	_					
		強	風	平均風速	海上	13m/s 13m/s		強	風	平均風速	海上	13m/s 13m/s				
		風	. 雪	平均風速	陸上 海上	13m/s 雪を伴う 13m/s 雪を伴う		風	雪	平均風速	陸上 海上	13m/s 雪を伴う 13m/s 雪を伴う				

	大	雪	降雪の深さ	12 時間降雪	言の深さ 5cm			大	雪	降雪の深さ	12 時間降雪の)深さ 5cm	
	波	浪	有義波高	1.5m				波	浪	有義波高	1.5m		
	一	潮	潮位	1.3m				高	潮	潮位	1.3m		
			落雷等により被	害が予想される場	合			領田	i i	落雷等により被害	手が予想される場合		
	融	雪						融	雪				
	濃	霧	視程	海上	100m 500m			濃	霧	視程	陸上 海上	100m 500m	
	乾	燥	最小湿度 30%で	で、実効湿度 60%				乾	燥	最小湿度 30%で	、実効湿度 60%	1	
	なっ	だれ						なた	i h				
	低	温	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合				低	温	夏季低温のため、	農作物に著しい被	害が予想される場合		
	7	電	晩霜期に最低気	温 3℃以下				幫	Î	晩霜期に最低気温	且3℃以下		
		着雪) が予想される場	合			着氷・			が予想される場合		
	記録的短時間	大雨情報	1 時間雨量	100mm			記録的知	豆時間力	て雨情報	1時間雨量	100mm		
風水害-40	ウ 大雨警	ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等						て雨警報	服・洪水警	いるできます。 ないます。 ないまする ないます。 ないまする ないます。 ないまする ないます。 ないまする ないます	等		
	◆警報の危険度	◆警報の危険度分布等の概要						◆警報の危険度分布等の概要					
	種類		概 要			種業	頁			概 要			
		大雨に	よる土砂災害発生	主の <mark>危険度の高さ</mark>	<mark>まりの予測</mark> を、地図上	で 1 km 四方			大雨に	よる土砂災害発生	Eの <mark>危険度の高ま</mark>	<mark>り</mark> を、地図上で1km	
		の領域ご	とに5段階に色タ	分けして示す情報	₿。2 時間先までの雨量	量分布及び土			ごとに5.	段階に色分けして	示す情報。2 時間	引先までの雨量分布及	
		壌雨量指	数の予測を用いて	て常時 10 分ごと	に更新しており、大阪	雨警報(土砂	大雨警報	(±	指数の予	測を用いて常時 1	0分ごとに更新し	ノており、大雨警報(
	八閇言報(エ 砂災害)の危	災害)や:	土砂災害警戒情報	最等が発表された	:ときに、 <mark>どこで危険</mark> 原	度が高まるか	砂災害)	の危	や土砂災	害警戒情報等が発	表されたときに、	どこで危険度が高ま	
	砂灰音/ の池	を面的に	確認することがで	できる。			険度分布	(土	を面的に	確認することがで	きる。		
							砂災害	警戒	・「災害な	IJ迫」(黒): 直ち	に身の安全の確保	kが必要とされる警戒	
	一切 火 音 言						判定メ	ッシー	相当				
	一門 た ク ツ ク	・「非常に	工危険」(うす紫)	、「極めて危険」	<mark>(濃い紫)</mark> : 避難が必要	要とされる警	ュ情報)		•「危険」	<mark>(紫)</mark> :避難が必要	要とされる警戒レ	ベル4に相当	
		戒レベ	ル4に相当						•「警戒」	(赤):高齢者等(の避難が必要とさ	れる警戒レベル3に	
		•「警戒」	(赤):高齢者等	の避難が必要と	される警戒レベル3に	こ相当			・「注意」	(黄):避難行動(の確認が必要とさ	れる警戒レベル2に	
		•「注意」	(黄):避難行動	の確認が必要と	される警戒レベル2に	に相当			短時間	強雨による浸水害	発生の <mark>危険度の</mark>	<mark>高まり</mark> を、地図上で「	
		短時間	強雨による浸水	害発生の <mark>危険度</mark> (<mark>の高まりの予測</mark> を、均	也図上で1km	大雨警報	(浸				時間先までの表面雨	
	大雨警報(浸	四方の領	域ごとに5段階に	こ色分けして示す	「情報。1時間先までの	の表面雨量指	水害)の	危険	測を用い	て常時 10 分ごと	に更新しており、	大雨警報(浸水害)	

水害) の危険 数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が

きに、<mark>どこで危険度が高まるか</mark>を面的に確認することができる。

流 域 雨 量 指 間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降っ

示したものを、常時10分ごとに更新している。

・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄):避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができ

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他 河川)の洪水害発生の<mark>危険度の高まりの予測</mark>を、地図上で河川流路をおおむ ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数 の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたと

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によ って、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時

た雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」につ いて、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表

度分布

洪水警報の

危険度分布

数の予測値

П	日日の大田の大田の一日日の	7 时间的重 100mm
	ウ 大雨警	報・洪水警報の危険度分布等
	◆警報の危険度	度分布等の概要
$\ $	種類	概 要
	上 	大雨による土砂災害発生の <mark>危険度の高まり</mark> を、地図上で 1 km 四方の領域 ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量
$\ $	大雨警報(土	指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)
$\ $	砂災害)の危	や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <mark>どこで危険度が高まっているか</mark>
$\ $	険度分布(土	を面的に確認することができる。
$\ $	砂災害警戒	・「災害切迫」(黒): 直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に
$\ $	判定メッシ	<mark>相当</mark>
$\ $	ュ情報)	・ <mark>「危険」(紫)</mark> :避難が必要とされる警戒レベル4に相当
$\ $		・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
$\ $		・「注意」(黄):避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
\parallel		短時間強雨による浸水害発生の <mark>危険度の高まり</mark> を、地図上で1km 四方の
$\ $	大雨警報(浸	領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予
$\ $	水害)の危険	測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表さ
$\ $	度分布	れたときに、 <mark>どこで危険度が高まっているか</mark> を面的に確認することができ
$\ $		る。
\parallel		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他
$\ $		河川)の洪水害発生の <mark>危険度の高まり</mark> を、地図上で河川流路をおおむね1km
$\ $		ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を
$\ $		<mark>用いて常時 10 分ごとに更新</mark> しており、洪水警報等が発表されたときに、 <mark>ど</mark>
$\ $	洪水警報の	<mark>こで危険度が高まっているか</mark> を面的に確認することができる。
$\ $	危険度分布	・「災害切迫」(黒):直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に
$\ $		<mark>相当</mark>
$\ $		・ <mark>「危険」(紫)</mark> : 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
$\ $		・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
\parallel		・「注意」(黄):避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
$\ $		水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によ
$\ $		って、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時
$\ $	流域雨量指	間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降っ
$\ $	数の予測値	た雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」につ
		いて、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表

示したものを、常時10分ごとに更新している。

気象庁キ キクル (危険度 分布)の 改善によ る修正

風水害-41	大雨警報 き、市町村 村を特定し	書警戒情報 報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生 対長の <mark>避難勧告</mark> や地域住民の自主避難の判断を支持 して警戒を呼びかける情報で、県と銚子地方気象・	爰するため、対象となる市町	大雨警 き、市町	害警戒情報 報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発 村長の <mark>避難指示</mark> や地域住民の自主避難の判断を支 して警戒を呼びかける情報で、県と銚子地方気象	援するため、対象となる市町			
	県内でえ を観測(地 た分析)し きは、土 な猛烈な	短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しない 上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと たときに、府県気象情報の一種として発表される 少災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といっ 雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危限 警報の「危険度分布」で確認する必要がある。	と地上の雨量計を組み合わせる。この情報が発表されたとった災害発生につながるよう	計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したりしたりとたとき、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河					
風水害-42		報・注意報等の伝達系統 千葉県 理部 <mark>危機管理課</mark>		◆特別警報・警 防災危機管	報・注意報等の伝達系統 千葉県 理部 <mark>防災対策課</mark>		時点修正		
	3 銚子地方気	象台から県庁への伝達は、「 <mark>気象庁防災情報提供シ</mark>	<mark>/ステム</mark> 」等により行う。	3 銚子地方気象台から県庁への伝達は、「 <mark>気象情報伝送処理システム(アデス)</mark> 」等により行う。					
風水害-45	(1) <mark>避難勧告</mark> 災害時にる 必要がある。	<mark>又は指示等</mark> (本部班) <mark>等</mark> の発令 おける市民等の生命又は身体の保護のため、又はジ と認められる場合、次の表に掲げる者は、関係法令 D <mark>勧告又は指示</mark> を行う。							
	◆避難の勧告、	<mark>指示</mark> の発令権者及び要件		→ <mark><mark>避難指示</mark>の発令権者及び要件</mark>					
	発令権者	<mark>勧告、指示</mark> を行う要件	根拠法令	発令権者	<mark>指示</mark> を行う要件	根拠法令			
	市長(本部長)	〇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項	市長(本部長)	〇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護 し、その他災害の拡大を防止するため特に必要 があると認めるとき。				
風水害-46	地域の居住ると認める なお、「 民がその 「指示」 等を立ち込 げる事項を	措置 は、災害が発生し、又は発生するおそれが 主者、滞在者その他の者に対し、 <mark>避難のための立ちるときは避難のための立ち退きを指示する。</mark> 動告」は、その対象地域の市民等に対し避難を持 動告を尊重することを期待して避難を勧め、又は は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告 といせるものであり、 避難勧告等を行う場合は、特 を明らかにして、防災行政無線放送、富津市安全を メール)等を活用してこれを行うものとし、指示等	ち退きを勧告し、緊急を要す 対東するものではないが、市 促すものである。 ちよりも拘束力が強く、 市民 犬況の許す限り次の各号に掲 安心メール、緊急速報メール	(2)市長の措置 市長(本部長)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める 地域の居住者、滞在者その他の者に対し、 避難のための立ち退きを指示する。 なお、 「民 避難指示は、災害のおそれが高い場合に発し、 市民等を立ち退かせるものであり、 選 指示等を発令する場合は、 状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防 災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール(エリアメール)等を活用し					

〇避難対象地域

〇避難先

〇避難経路

- ○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の理由
- 〇その他必要な事項

ア 準備情報の提供や勧告・指示(緊急)等

市民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示(緊急)等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。

イ 安全確保措置

避難時の周囲の状況等により、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命 身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措 置を指示する。

なお、<mark>避難勧告等</mark>が発令された場合の安全確保措置は<mark>指定緊急避難場所</mark>への移動のほか、親せき、知人宅への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって<mark>指定緊急避難場所</mark>へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、<mark>避難勧告等</mark>の発令と併せて<mark>指定緊急避難場所</mark>を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。

ウ 必要な助言等

避難の勧告又は指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

なお、知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

(2) 避難勧告等の発令区分と求められる行動

市は、<mark>避難勧告等</mark>の発令に当たり、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「<mark>避難勧告等</mark>に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入するとともに、<mark>避難勧告等</mark>に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

〇避難対象地域

〇避難先

〇避難経路

- ○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の理由
- 〇その他必要な事項

ア 避難の指示等

市民に対して避難の指示等を行うに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

イ 安全確保措置

避難時の周囲の状況等により、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

なお、<mark>避難指示等</mark>が発令された場合の安全確保措置は<mark>指定緊急避難場所等</mark>への移動のほか、親せき、知人宅への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって<mark>指定緊急避難場所等</mark>へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、<mark>避難指示等</mark>の発令と併せて<mark>指定避難所</mark>を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。

ウ 必要な助言等

避難の指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

なお、知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

(3)避難指示等の発令区分と求められる行動

市は、<mark>避難指示等</mark>の発令に当たり、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「<mark>避難情報</mark>に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

風水害-47

◆<mark>避難勧告等</mark>により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動				
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	高齢者等避難 ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。				

◆<mark>避難指示等</mark>により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

		- 2
種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	Ī
	危険な場所から高齢者等は避難	
	・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮	
	者とその支援者は立ち退き避難する。	
【警戒レベル3】	・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情	
	報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。	
齢者等避難	・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な	
	水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害	
	に対応した <mark>指定緊急避難場所等</mark> へ立ち退き避難することが強く望まれ	
	る。	

災害対策 基本正に う用語等 の修正

	【警戒レベル4】 <mark>避難勧告</mark> <mark>避難指示(緊急)</mark>	 全員避難 ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 全員避難 <市から避難指示(緊急)が発令された場合> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 ・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す 	【警戒レベル4】 <mark>避難指示</mark>	 危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難場所等 ○東やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所等 への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 	
	【警戒レベル5】	場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに 留意する。 災害発生	【警戒レベル5】	命の危険 直ちに安全確保・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。(必ず発令される情報ではない)・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場	
	災害発生情報	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	緊急安全確保	合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	
	※2 屋内安全確(注) 突発的なりため、自ら ため、自ら 険を感じた おそれがあ ゆっくりと	な場所: 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等保: その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動 災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともある 警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危 ら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波の る地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間 した揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示 発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすること る	※2 屋内安全確何 (注) 突発的なり ため、自ら	な場所: 指定緊急避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等保: その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動災害の場合、市町村長からの <mark>避難指示等</mark> の発令が間に合わないこともある警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危ら躊躇なく自発的に避難する。	(注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)
風水害-47	誘導等の警戒避るものとし、その同時発生等、 また、水位周者に命の危険を	の発令基準の設定 告等の発令区域、タイミング、 <mark>指定緊急避難場所、</mark> 避難路等の市民の避難 難体制を、あらかじめ「 <mark>避難勧告等</mark> の判断・伝達マニュアル」等で計画す の際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水と 複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用 及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の 具体的な <mark>避難勧告等</mark> の発令基準を策定する。	難誘導等の警戒 するものとし、 との同時発生等 また、水位周 者に命の危険を	の発令基準の設定 示等の発令区域、タイミング、 <mark>指定緊急避難場所等、</mark> 避難路等の市民の避避難体制を、あらかじめ「 <mark>避難指示等</mark> の判断・伝達マニュアル」等で計画その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の具体的な <mark>避難指示等</mark> の発令基準を策定する。	災害対策 基本正語 の修正

種類	基準	対象区域	種類	基準	対象区域
【警戒レベル3】 <mark>避難準備・高齢者等</mark> 避難開始	Oいずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③上流地域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 3 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 4 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。		【警戒レベル3】 <mark>高齢者等避難</mark>	〇いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川(富久橋)の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③上流地域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。	洪水浸水想定区域
【警戒レベル4】 <mark>避難勧告</mark>	〇いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達し、なお急激な水位上昇のおそれがあるとき。 2 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 3 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	洪水浸水想定区域		4 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。 Oいずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が氾濫危 険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当) に到達し、なお急激な水位上昇のおそれがあると き。 2 洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現	
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	 〇いずれか1つに該当するとき。 1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれのある場合)。 2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 4 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。 	洪水浸水想定区域 (<mark>3</mark> については、発 令対象区域を限 定する。)	【警戒レベル4】 <mark>避難指示</mark>	したとき。 3 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 4 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれのある場合)。 5 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 6 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。 7 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	洪水浸水想定区域 (<mark>5</mark> については、発 令対象区域を限 定する。)
【警戒レベル5】 <mark>災害発生情報</mark>	〇決壊や越水・溢水が発生したとき (消防団等から の報告により把握できた場合)。	洪水浸水想定区域	【警戒レベル5】 <mark>緊急安全確保</mark>	 ○いずれか1つに該当するとき。 1 洪水警報の危険度分布で「災害切迫」(黒)が出現したとき。 2 大雨特別警報(浸水害)(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表されたとき。 3 決壊や越水・溢水が発生したとき(消防団等からの報告により把握できた場合)。 	洪水浸水想定区域

	基準	対象区域	種類	基準	対象区域
【警戒レベル3】 <mark>避難準備・高齢者</mark> 等避難開始	Oいずれか1つに該当するとき。 1 高潮注意報の発表において警報に切り 替える可能性が高い旨に言及されたとき。 2 高潮注意報が発表されている状況にお	<mark>富津市津波・高潮ハザード</mark> マップにおいて2m以上 の浸水深が <mark>予測</mark> される区 域	【警戒レベル3】 高齢者等避難	〇いずれか1つに該当するとき。 1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれるとき。 3 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	富津市防災ハザー プの高潮浸水想定区
【警戒レベル4】 <mark>避難勧告</mark>	〇いずれか1つに該当するとき。 1 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表されたとき。 2 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間~翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 4 その他、市長(本部長)が必要と認めるとき。	富津市津波・高潮ハザード マップの浸水予測区域	【警戒レベル4】 <mark>避難指示</mark>	〇いずれか1つに該当するとき。 1 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表されたとき。 2 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間〜翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 4 水門、陸こう等の異常が確認されたとき。 5 その他、市長(本部長)が必要と認める	富津市防災ハザープの高潮浸水想定区
【警戒レベル4】避難指示(緊急)【警戒レベル5】災害発生情報	1 水門、 <mark>陸閘</mark> 等の異常が確認されたとき。 2 その他、市長(本部長)が必要と認める とき。 〇いずれか1つに該当するとき。 1 海岸堤防等が倒壊したとき。 2 異常な越波・越流が発生したとき。		【警戒レベル5】 <mark>緊急安全確保</mark>	とき。 Oいずれか1つに該当するとき。 1 海岸堤防等が倒壊したとき。 2 異常な越波・越流が発生したとき。	富津市防災ハザー プの高潮浸水想定区

≨ 4 4 2 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	甘油	사용 _모 다	1手 岩石	† #	청유다!#
種類 	基準	対象区域	種類	基準	対象区域
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始	〇いずれか1つに該当するとき。 1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達(赤色)」するとき(警戒レベル3相当情報[土砂災害])。 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 3 大雨注意報が発表され、当該注意報	報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」した区域 (「警戒」(赤)) 2・3:	【警戒レベル3】 <mark>高齢者等避難</mark>	〇いずれか1つに該当するとき。 1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達(赤色)」するとき(警戒レベル3相当情報[土砂災害])。 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 3 大雨注意報が発表され、当該注意報	1: 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」した区域 (「警戒」(赤))
	の中で、夜間〜翌日早朝に大雨警報 (土砂災害)に切り替える可能性が高 い旨に言及されているとき(警戒レベ ル3相当情報[土砂災害])。			の中で、夜間〜翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき(警戒レベル3相当情報[土砂災害])。	孤立が想定される区域
【警戒レベル4】 <mark>避難勧告</mark>	〇いずれか1つに該当するとき。 1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されたとき。 2 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達(薄紫色)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])するとき。 3 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見されたとき。 〇いずれか1つに該当するとき。 1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相	隣接する「実況又は予想で大 雨警報の基準に到達」する区 域(「非常に危険」(<mark>薄紫</mark>)及 びそれに隣接する「警戒」 (赤))	【警戒レベル4】 <mark>避難指示</mark>	〇いずれか1つに該当するとき。 1 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されたとき。 2 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達(紫色)」するとき。(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 3 土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見されたとき。 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。	1・2: 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒に 報の基準に到達」及びそれに 隣接する「実況又は予想を 「実況又は予想を 「実況又は予想を 「実況又は予想を 「実況又は予想を 「事業に到達」 「非常に危険」(繁報)(、それに隣接する「警戒」(赤)) 3: 当該前兆現象が発見された の周辺の区域 、大力の のと域 、大力の のと域 、大力の のと域 、大力の のと 、大力の のと 、大力の のと 、大力の のと 、大力の 、大力の 、大力の 、大力の 、大力の 、大力の 、大力の 、大力の
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	当情報 [土砂災害]) が発表され、かつ、土砂災害判定メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達(濃紫色)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) したとき。 2 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要があるとき。	避難勧告が発令されている土 砂災害警戒判定メッシュ情報	【警戒レベル5】 <mark>緊急安全確保</mark>	Oいずれか1つに該当するとき。 1 大雨特別警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で大雨特別警報の基準に到達(黒色)」したとき(警戒レベル5相当情報[土砂災害])。 たとき。	報で「実況で大雨特別警報の 基準に到達」した区域(「災害
【警戒レベル5】 <mark>災害発生情報</mark>	〇土砂災害が発生したとき。	当該土砂災害が発生した箇所 及びその周辺の区域(土砂災 害危険箇所以外の区域で発見 された場合を含む。)		2 土砂災害が発生したとき。	当該土砂災害が発生した箇所 及びその周辺の区域(土砂災 害危険箇所以外の区域で発見 された場合を含む。)

風水害-51	(4) 警戒区域の設定 市長(本部長)は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、警戒区域を設定して当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。	(5) 警戒区域の設定 市長(本部長)は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、警戒区域を設定して当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。	災害対策 基本法の 改正に伴 う用語等 の修正
	(5) 避難の措置と周知 市は、 <mark>避難勧告等</mark> を発令(あるいは解除)した場合、直ちに当該地域の市民等に対して その内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。	(6) 避難の措置と周知 市は、 <mark>避難指示等</mark> を発令(あるいは解除)した場合、直ちに当該地域の市民等に対して その内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。	
	イ 県に対する報告 <mark>避難勧告等</mark> を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有 要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。 あわせて、関係する防災機関に対し、その旨を直ちに通知する。	イ 県に対する報告 <mark>避難指示等</mark> を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有 要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。 あわせて、関係する防災機関に対し、その旨を直ちに通知する。	
風水害-56	3 道路交通施設の応急復旧(土木班、経済班、消防本部) (略) また、<mark>避難勧告等</mark>が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等 の被害状況を確認し、市災害対策本部に速やかに伝達するものとする。	3 道路交通施設の応急復旧(土木班、経済班、消防本部) (略) また、<mark>避難指示等</mark>が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等 の被害状況を確認し、市災害対策本部に速やかに伝達するものとする。	災害対策 基本に伴 う用語等 の修正

第3編 大規模事故編

ページ	変更前	変更後	変更理由
大規模-15	5 流出油緊急時連絡体制(消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、経済班、環境班)	5 流出油緊急時連絡体制(消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、経済班、環境班)	時点修正
	(略) なお、千葉県周辺海域における流出油等連絡要領に基づき千葉県危機管理部 <mark>危機管理課</mark> よ	(略) なお、千葉県周辺海域における流出油等連絡要領に基づき千葉県危機管理部 <mark>危機管理政策</mark>	
	り通報があったときは、富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図(資料 5-11)に		
	基づき関係する機関等へ連絡するものとする。	に基づき関係する機関等へ連絡するものとする	
大規模-16	1 想定する航空災害	1 想定する航空災害	用語等の
	(1) 羽田空港離発着の航空機の墜落炎上により、多数の搭乗者に被害が発生した場合	(1) 航空機の墜落炎上により、多数の死傷者が発生した場合	修正
大規模-17	3 応急対策計画(消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班)	3 応急対策計画(消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班)	用語等の
	(4) 救急救助・医療救護活動	(4) 救急救助・医療救護活動	修正
	ア 救出班の派遣	ア 救出班の派遣	
	実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な <mark>資器材</mark> を投入し、迅速に救出活動を実施する。	実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な <mark>資機材</mark> を投入し、迅速に救出活動を実施する。	
大規模-20	3 応急対策計画(消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班)	3 応急対策計画(消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班)	用語等の
	(4) 救急救助・医療救護活動	(4) 救急救助·医療救護活動	修正
	イ 救急救助活動	イ 救急救助活動	
	(イ) 実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必		
	要な <mark>資器材</mark> を投入し、迅速に救出活動を実施する。 	要な <mark>資機材</mark> を投入し、迅速に救出活動を実施する。	
大規模-22	2 予防計画(総務部、消防本部、建設経済部)	2 予防計画(総務部、消防本部、建設経済部)	時点修正
	(2) 災害情報伝達体制の整備	(2) 災害情報伝達体制の整備	
	富津市		
	(建設経済部管理課)	(建設経済部建設課)	
大規模-24	3 応急対策計画(消防本部、消防団、土木班、本部班、総務班、情報班、広報班、環境班)	3 応急対策計画(消防本部、消防団、土木班、本部班、総務班、情報班、広報班、環境班)	災害対策
	(3) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物流出対策	(3) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物流出対策	基本法の改正に伴
	ウの避難等	ウ避難等	う用語等
	また、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するた	また、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するた	の修正
	め、地域住民等に対し、 <mark>避難勧告</mark> 及び立入禁止区域の設置等の措置を講じる。	め、地域住民等に対し、 <mark>避難指示</mark> 及び立入禁止区域の設置等の措置を講じる。	
大規模-27	(3) 避難等の防護対策	(4) 避難等の防護対策	災害対策
	イ 退避誘導	イ 退避誘導	基本法の改正に伴
	警察と連携のもと、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、 <mark>避難勧告又は避難指示(緊急)</mark> の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、	警察と連携のもと、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、避難指示の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所(退避所)に誘	う用語等
	避難所(退避所)に誘導する。	導する。	の修正

資料編

ページ	変更前	変更後	変更理由
資料-9	【防災関係施設等】	【防災関係施設等】	時点修正
	資料 2 - 1 指定緊急避難場所一覧 <mark><地震・津波-95></mark>	資料 2 − 1 指定緊急避難場所一覧 <mark><地震・津波-99></mark>	
		※指定緊急避難場所の更新	
資料-11	資料2-2 <mark>指定避難所一覧 <地震・津波-95></mark>	資料2-2 <mark>指定一般避難所一覧 <地震・津波-99></mark>	時点修正
		※指定一般避難所の更新	
資料-13		資料2-3 指定福祉避難所一覧 <地震・津波-106>	資料追加
		※指定福祉避難所の追加	
資料-14		資料2-4 津波避難ビル <地震・津波-26>	資料追加
		<mark>※津波避難ビルの追加</mark>	
資料-15	資料2-3 医療機関一覧 <mark><地震・津波-109></mark>	<mark>資料2-5</mark> 医療機関一覧 <mark><地震・津波-113></mark>	時点修正
資料-16	答料 2 4 - 十砂災実際式区域及び河川の洪水温水相定区域内の英配慮者施設一覧 く固水	資料2-6 土砂災害警戒区域、河川の洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内の要配慮者	時占修正
貞 和 10	害-15 ほか>	利用施設一覧 <風水害-18 ほか>	时从沙丘
		<mark>※要配慮者利用施設の追加</mark>	
資料-17	<mark>資料 2 一 5</mark> 関係機関連絡先一覧	□ <mark>資料2-7</mark> 関係機関連絡先一覧	資料番号 の修正
資料-19	【備蓄関係】	【備蓄関係】	時点修正
	資料3-1 備蓄品の種類一覧 <mark><地震・津波-58></mark> <mark>令和3年2月1日現在</mark>	資料3-1 備蓄品の種類一覧 <mark><地震・津波-59> 令和5年7月1日現在</mark>	
		<mark>※備蓄品の更新</mark>	

資料-21	資料4-2 土砂災害(特別)警戒区域一覧 <mark><地震・津波-42></mark>	資料4-2 土砂災害(特別)警戒区域一覧 <mark><地震・津波-43></mark>	時点修正
		※土砂災害(特別)警戒区域の追加	
'A NO E C	发展 4 克法士氏似在毛色的 / 巨相石》 空中侧型	次似点。	n+ + 147
資料-56	資料 5 一 4 富津市防災行政無線局(同報系)運用細則	資料 5 - 4 富津市防災行政無線局(同報系)運用細則 	時点修正
資料-58	資料5-5 富津市安全安心メール配信システム運用要綱	 資料5-5 富津市安全安心メール配信システム運用要綱	時点修正
		<mark>※運用要綱の更新</mark> ·	
資料-67	資料 5 - 8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 <mark><地震・津波-75 ほか></mark>	資料5-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 <mark><地震・津波-79 ほか></mark>	時点修正
	(千葉県災害救助法施行細則より <mark>令和2年4月1日現在</mark>)	 (千葉県災害救助法施行細則より <mark>令和5年4月1日現在</mark>)	
資料-71	資料5-9 災害協定一覧	資料5-9 災害協定一覧	時点修正
		<mark>※協定先の追加</mark> 	
資料-77	資料5-10 防災関連計画等一覧	資料5-10 防災関連計画等一覧	時点修正
		※業務継続計画の追加	
資料-78	資料5-11 富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図 <大規模-15>	 資料5-11 富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図 <大規模-15>	時点修正
貝科-/0	資料5-11	資料 5 一	· 时总修止
		I	